

平成31年3月第23回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成31年3月4日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10 番	佐藤 正司
11 番	森 義洋	12 番	大槻 和弘
13 番	百井 いと子	14 番	鈴木 邦昭
15 番	木村 満	16 番	熊田 芳子
17 番	佐藤 アヤ	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	佐々木 厚	町民生活課長	関 本 博 之
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	南 條 守 一	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	山 田 勝 徳	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 号 亶理町森林環境整備基本条例
- 日程第 3 議案第 7 号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例
- 日程第 4 議案第 8 号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正する条例
- 日程第 5 議案第 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 議案第 10 号 亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を
改正する条例
- 日程第 7 議案第 11 号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 12 号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第 13 号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）
- 日程第 10 議案第 14 号 工事請負契約の締結について（平成30年度町道築
港通1号線外道路改良工事）
- 日程第 11 議案第 15 号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復
交）鳥の海公園多目的広場整備工事）
- 日程第 12 議案第 16 号 町道の路線廃止について
- 日程第 13 議案第 17 号 町道の路線認定について
- 日程第 14 議案第 18 号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 15 議案第 19 号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 16 議案第 20 号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第 17 議案第 21 号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予
算（第3号）
- 日程第 18 議案第 22 号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第
3号）

日程第19 議案第23号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算
(第2号)

日程第20 議案第24号 平成30年度工業用地等造成事業特別会計補正予算
(第2号)

日程第21 議案第25号 平成30年度亘理町水道事業会計補正予算(第3
号)

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

日程第23 報告第4号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

午前10時00分 開会

議長(佐藤 實君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、17番 佐藤アヤ議員、1番
鈴木高行議員を指名いたします。

日程第2 議案第6号 亘理町森林環境整備基金条例

議長(佐藤 實君) 日程第2、議案第6号 亘理町森林環境整備基金条例の件を議題と
いたします。

〔議題末尾記載〕

議長(佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長(菊池広幸君) それでは、議案第6号 亘理町森林環境整備基金条例につ
いてご説明いたします。

議案につきましては1ページでございます。

こちらの亶理町森林環境整備基金条例につきましては、平成31年度から新たな森林管理制度が施行されることとなっております。制度にあわせ、平成31年度の税制改正において新たに森林環境譲与税法が、こちら4月1日から施行されることに伴いまして、平成31年度から森林環境譲与税が県並びに市町村に交付されることとなります。

今後、私有人工林の適正管理等に要する経費に充てることとなりますが、交付される財源、使途の明確化を図るため、地方自治法の規定に基づく基金を設置することとし、新たに亶理町森林環境整備基金条例を制定するものでございます。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

第1条、設置でございますが、森林の整備及びその促進に要する経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、先ほどご説明いたしました亶理町森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置するものでございます。

第2条、積み立てでございます。毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内で町長が定める額とするもので、県から毎年交付される額となります。

第3条、管理でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものでございます。

第4条、運用収益の処理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとするものでございます。

第5条、処分でございますが、先ほど説明いたしました、基金は森林の整備及びその促進に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができるものでございます。

第6条、繰替運用。町長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰りかえて運用することができる。

第7条、委任でございますが、この条例に定めるほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議

員。

11番（森 義洋君） 本町の森林の面積と、あと公有林、私有林の割合等はどのようになっているのかお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 本町の森林の面積でございますが、まず森林面積全体で約1,030ヘクタール、その内訳といたしまして、公有林が180ヘクタール、私有林が850ヘクタール、その850ヘクタールのうち人工林、こちらが約500ヘクタールという内訳となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 続いてなんですけれども、本町においての林業の企業、また従事者数、こちらのほうはどのように把握されていますか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 残念ながら、本町での林業を主体とした経営体はゼロでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） もはや産業としては、本町には林業というものはないというような状況だと思われそうですが、また、この基金において、使途等を公表しなければならないというふうに見たんですけれども、公表の仕方というのはどのように考えているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 現在、国からの考えといたしましては、地方公共団体においてインターネット、こちらの利用等の方法により公表することを、国のほうでは念頭に置いているようでございまして、今後、県そして市町村内においても、その方法について皆さん肩を並べる形で、最終的には県からの示される方法によって公表することになっておりますので、今のところはインターネットという形を考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） この森林環境譲与税制定、これは地球温暖化対策の一環ということと、災害防止、国土保全、水源涵養というふうなことで、公益的な意味合いが強く、国民に広く負担していただくというふうなことで制定されたものと思っております。

ます。

その中で、この条文の第5条の処分でございますけれども、基金は森林の整備及びその促進に要する経費に充てるということでございます。経費に充てるのは、いつから充てるのか。あとまた、整備促進については、どのようなことを想定しているのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 利用と申しますか、基金の利用につきましては、次年度の平成31年度から支出を予定いたしております。制度とあわせて支出のほうも予定しております。支出の使途なんですけど、まず1年目と申しますか、先ほども答弁しましたが、まず林業従事者、その中にも経営体の支援をすることと、その人にも使っていていいということなんですけど、先ほど答弁したとおり、経営体がいまないので、亘理町といたしましては、まず最初に、今現在の私有林の現況調査の把握等に努めていくことが先決だろうというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 私有林の把握、これは私有林に対してのということでございますので、まずもって私有林の把握が一番かなというふうに思いますけれども、私有林の方については、この制度自体、まだ明確に知り得ないところだと思うんですね。そうした場合に、先ほどの公表をインターネットでやっていくということでございますけれども、適切に周知を図るべきかなというふうに思うんですけど、その辺と、あと私有林の管理、間伐とか林道、そういう整備をしていくわけですから、そうした場合に、今現在、意向、私有林の方の荒れ果てている山林をどのように管理していくのか、その辺の意向の項目なんかは、どういうふうに考えておられますか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） この制度が来年度から制度開始になるわけなんですけど、先ほども答弁したとおり、まずは森林の現況の把握、こちらが第一です。そこからまず所有者に、議員おっしゃられたとおり、もし仮にですけれども、管理が悪いと申しますか、そちらの所有者のほうに個別に当たってまいりまして、その後に対応していくというのが、こちらの制度の趣旨でございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） お伺いいたします。具体的に交付される額、これはどのくらいを想定されているのかお聞きしたいと思うんですが。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） こちらの額につきましては、当初、来年度が当初になるわけなんです、そちらの年は188万円ほどなのですが、全員協議会でもお話ししましたが、年々増額しまして、平成36年度からは本来の森林環境税、こちらが開始されるわけなんです、平成36年度からは約年間400万円を予定いたしております、そして、先の長い話なんです、平成45年以降は600万円以上というふうな額を県から提示されております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 金額については、大体そのぐらいが想定されるということなんですけれども、先ほどから林業について従事者はいないということなんです、これについて、例えば亘理町で今後育成をするというような考え方があるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたい。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） もちろん、こちらの基金の目的にも、今後の担い手の育成という項目がありますが、先ほど言ったとおり、現在はいないということなんです、もちろん従事される方々は、県から紹介があり、もちろん森林組合のほうから、あちらのご意見を伺いながら、相談がありましたらこちらで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、使い道ですよね。いろいろとこれから考えていくというようなお話をいただいたんですけども、一つには、今、非常に問題になっているのがイノシシの問題がありますよね。これもやはり間伐というのが、結構非常に大きな効果があるというふうにも聞いてはおりますので、これはお願いになるかもしれませんが、そういった方法も含めて、今後考えていっていただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） もちろん、イノシシ対策も踏まえて計画していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 先ほど課長のほうから、私有林の把握が一番だという話がありました。本当にそれはそのとおりだと思いますね。森林管理が今後できるかできないかということ、その段階でお聞きしたり、調査したりすることになると思うんですけども、例えば、森林管理は今後一切できないよと、もう高齢になっているので、そういったことはできないよと言った場合に、その森林については町のほうでそれを委託を受けるとか、管理をするというようなことになるんですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず第一に、森林のまず状況を適正に管理してもらうのが所有者として一番大事なところでございますので、ただできないからお願いしますということではないというふうにはご理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） この間、里山を歩いたときに、所有者の方からいろいろお話を伺ってきたんですけども、そのときに、今、この山の持ち主というのはほとんどわからなくなっているというか、もう亡くなっている人も多ければ、昔は共同で、組合で持っている例が多かったので、その人たちの了解を得たりするのは、もう難しいんだという話なんかも聞きました。

あと字界ですか、境界というのもほとんどわからない状態になっていると。今後、そういったことも調査していくことになると思うんですが、所有者が、今、不明だと、所有者不明林というのがうんと多いということなんですが、そういった場合の、町で管理するというのが、どういうふうにしたら町でそういったもの、委託を受けることもできない、所有者が不明なんですけれど、そういった場合はどのようになるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 小野議員おっしゃるとおりでございます、まず現況調査も踏まえまして、まず所有者の確認をするのが、特に共有の持ち分の山に関しましては、そちらのほうから入っていかなければならないというふうに思っております。

そしてもちろん、その場所だけではなくて、必ず近隣があるわけでございますので、そちらのほうとも調整いたしまして、森林のあり方等も今後検討していくとい

うのが、こちらの制度のシステムだというふうに理解しておりますので、そういうふうに努めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 第5条の処分のことについてお尋ねいたします。

具体的に処分するのは数年先のことだとは思いますが、処分する方法というんですか、これというのは、例えば所有者のほうから申請を受けて、それに対応して町のほうで助成をすとか、もしくは町のほうで計画を立てて処分案を決めてという、処分していくための方策というんですか、具体的な、それをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず処分でございますが、こちらは基金の処分ということで、支出をするという処分でございます。先ほども言ったとおり、まず平成31年度は状況把握のための現況調査、こちらのほうで使っていきたいというような考えでございます。そしてその調査を、詳細に決まって方向性が決まったら、安藤議員おっしゃられるとおり、処分方法について、こちらのほうから対応していくというような内容でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） この森林環境譲与税は、国から県と市町村に譲与されるわけですが、その割合というのは何対何になるのか。あとそれと、環境税になりますけれども、これは国内に住所を有する個人で税額1,000円です。亘理町での徴収額は幾らになるか、見込み額でいいですけども、その2点、まずお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 県と市町村の交付割合額は一緒でございます。割合ですけども、まず私有林人工林面積が、まず割合としては5、林業就業者数が2、そして町内の総体の人口が3という割合で交付されるわけでございますが、税の額は、ちょっと私は把握しておりませんが、交付される額はわかるんですが、町として1,000円ずつ……、その額については済みませんが、担当課のほうから申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 森林環境税につきましては、平成36年度からの課税になります。

ので、現時点では把握していない状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに、高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 町内に住所を有する個人で調べれば、1,000円掛ける何人といいますか、それで計算できるのかなと思うんですけども、全然、平成36年度にならないとわからないんですか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 現在も、平成30年度分の申告を受け付けている状況でございますので、今後、その状況を把握しまして、平成36年度ということで、あと5年後ということで、それも含めて算出していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） この前、全協で渡された資料で、譲与税配分見込み額が、先ほど説明があったんですけども、当初は180万円、あと平成40年、平成40年というのはないんですけども、400万円、何でこれはふえていくんですか。例えば、さっき言った計算の仕方が、私有人工林面積とか就業者数並びに人口割で最初から計算していけば、年々ふえていくというのは、何かちょっと理解できないんですけども。最初から同じ金額がずっと何年も続くのなら、ある程度わかるんですけども、その辺、どういうふうに理解すればいいんですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） そちらの額の変動につきましては、当初、先ほど税務課長が言ったとおり、平成36年度から森林環境税が課税されるわけなんですけど、その前は復興税の一部を崩してといいますか、その一部から毎年交付するというので、当初は180万円からスタートするというような内容になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 亶理町森林環境整備基金条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 亶理町森林環境整備基金条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第7号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） それでは、議案第7号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例についてご説明いたします。議案は3ページでございます。

議案第7号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例、こちらにつきましては、東日本大震災後、復興事業としてイチゴ団地、こちらの整備を初めとする農業用施設や機械導入、こちらを東日本大震災復興交付金事業で整備してまいった経過がございます。その東日本大震災復興交付金、こちらの要綱におきまして、事業者は経営安定後、地域農業の発展のため収益の一部を地域に還元し、将来活用されるような仕組みの導入を図るものとする定められております。

圃場整備の面工事も完了いたしまして、平成31年度からは町内全ての水稻作付が可能となります。また、イチゴ団地につきましても、現在6作目を迎えております。地域農業へ還元する事業の導入時期と捉えまして、次年度の平成31年度から、受益者皆様からの収益の一部を寄附という形で寄附金を募りまして積み立てを行い、財源の明確化を図り、そしてその寄附金を地域の農業に還元し、今後の農業復興に活用するため、地方自治法の規定に基づく基金を設置することといたしまして、新たに亶理町農業復興地域還元事業基金条例を制定するものでございます。

それでは、議案について説明いたします。

まず第1条、設置でございますが、この条例は、先ほど説明いたしました東日本大震災復興交付金交付要綱別添4被災地域農業復興総合支援事業により整備した農

業用施設及び機械を使用する農業者から寄附金を募り、亘理町の将来の地域農業の発展に向けた事業（以下「地域還元事業」という。）への活用を目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、亘理町農業復興地域還元事業基金（以下「基金」という。）を設置するものでございます。

第2条、積み立てでございますが、毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算定める額の範囲内で町長が定める額とするというもので、現在、年額約1,000万円を5年間見込んでおります。

第3条、管理でございますが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならないものでございます。

第4条、運用です。町長は、基金の設置目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

第2項、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとするものでございます。

第5条、処分でございますが、基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に要する費用に充てる場合に限り、これを処分することができるものです。

第2項、前項の費用は、亘理町が実施する地域還元事業及び地域還元事業を行う事業実施主体に対する補助金に充てることができるとし、今後、見込まれます施設整備や機械導入、そして新規就農者への支援に活用したいと現在考えております。

第6条、委任でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この事業の基金なんですけれども、基金の創設を、受益者というか被災して支援を受けた方々にいつごろ説明してあったのか、いつごろ説明したのかと。我々には二、三日前だったかな、全員協議会で私は初めて耳にしたんですけれども、そのような状況のあり方だったんですね。だから、受益者にはいつご

る説明したんだと。そして、その受益者の理解は、どのような形で得られたか。寄附するという形ですね。そして、受益者200名の寄附金は、大体ばらつきがなく、どのように決めて不公平はないのか。中には農業所得が1.5%を寄附してくださいというような話ですけれども、どのようにしてその1.5%というのは、受益者が理解して設置者が決めたのか。

4番目として、1,000万円以上になったらその後はどうなるのかということ。そしてまた、不足した場合は町から補填をするのかということ。還元金がもし1,000万とか幾ら、基金がなって、それを超えるような、事業者とか新規就農者、機械の新規に買う人とかいろいろ、この項目の中にあるものがいっぱい出てきて、基金が足りなくなった場合は、どう対応するのか。一応まずこのぐらい質問します。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず、受益者方の説明、いつごろだったのかということなんですが、この事業を実施する前に当たり、その受益者の方々には、事業実施前に説明会において、まず事業のあり方、そして事業実施主体、受益者となるためには、仮にですけれども、改良区の決済金が今後の新しい入植者へお願いしますですとか、土地代金をお願いしますですとか、いろいろお願いした経緯があって、受益者になってもらっております。その説明会においても、事業完了後に、皆様ちょっと落ちついたら、経営安定が図られたら、こういう形で積立金をお願いするというような、当初の説明会から話していた経緯があるものでございます。

また、イチゴ農家の入植者、最終意思表示として書面にて意思表示で最終確認をとっているわけなんですけど、その際にも、先ほど話したとおり、今後発生する資金といたしますか経費について、条文といたしますか、なっております、そちらをご確認いただいて、納得の上、最終申し込みをしていただいていると。

さらに、無償貸借、契約時においても、その条文を新たに説明して納得してもらって、契約書で締結しておりますので、受益者の方々には十分、事業導入後は寄附金をお願いするという事は当初から理解していただいているものというふうに認識しております。

また最近ですと、イチゴ団地ですと、全体説明会のたびに、今後の寄附金のおおよその額ですとか、あり方、その納入方法についても説明しております、皆様

方からは理解を得ているものというふうに、こちらの当局では考えております。

議会への説明、最近というお話だったんですが、こちらの復興交付金のイチゴ団地整備ですとか、機械導入のコンバインですとか、田植え機の導入に関して、その事業概要、その事業導入に当たりましては、議員の皆様方にも無償貸借の利用条件、こういうわけが無償の契約を結びますという条件内容として、その機械の管理費をお願いしますですとか、維持補修をお願いしますとか、そういうのもあわせて議会の皆様方には事業導入時に説明したというふうに、こちらでは記憶しております。

続きまして、事業者から理解は得られたのかということで、先ほども言ったとおり、説明会及び事前の申し込み、最終申し込み、そして実際の契約締結、そして最近での説明会も実施いたしておりまして、皆様からは理解は得ているというふうに認識しております。

また、不公平感はないのかということなんですが、まず今回の寄附金の額を算定する方法に当たりましては、当初、導入した機械施設の額から算出する方法など、いろいろ検討した経緯がございます。というのも、イチゴ団地の入植者、こちらの方は金額にしますと四、五千万かかっていますので、どうしても同じ率で施設の額でお願いすると、イチゴ団地の方々に大きな負担をかけるということになります。

ですので、平均といいますか、不公平がないということになれば、やはり入れた施設の規模に対しての所得金額にならざるを得ないだろうというふうになったわけでございます。機械であれば、コンバインであれば、15ヘクタールの能力とか、あとイチゴ団地のハウスであれば、2反の面積だったら2反の面積の農業所得というような農業産出額、こちらの額に同じ率をお願いすべきだろうというふうにしましたので、不公平感はないものというふうに、私たちは理解いたしております。

なお、その際の1.5%の根拠といいますか、そちらにつきましては、まず第一に、こちらの考えといたしましては、年間1,000万円規模の事業で皆様に還元する事業でお願いしていますということで、1,000万円の規模というのが、まずございました。ですので単純に割り戻せば、200経営体でございますので、平均で5万円、一律5万円ぐらいをお願いすればいいことになるわけなんです、そうなれ

ば、入れた機械の規模ですとか金額、そして所得にも応じて皆さんまちまちですので、先ほども言ったとおり、入れた施設、機械の経営規模の面積を、先ほど言った10アール当たりの農業所得の算出額、こちらを掛けまして、反対に1,000万円からそれを割り戻したということにしますと、そうすると約1.5%ぐらいになりましたので、1.5%にさせていただいたという内容でございます。

もちろん、この農業所得算出額に基づいてパーセンテージを掛けるというのも、亘理町のみではなくて、この事業を入れた近隣市町村とも話し合いながら、一応協議をさせてもらいまして、このような形にさせていただいたということでございます。

なお、この基金が1,000万円を超えたらということなのですが、たくさんもらえれば非常に、寄附金ですので、大変うれしいことなんでございますが、事業規模として1,000万円以内というふうに補助金も考えておりますので、その基金の全て基金でいただいた額内で調整を図っていききたいというふうに思っております。

なお、残金が生じましたら持ち越しをして、翌年度以降に活用させてもらうというようなことで、仮に1,000万円なのに1,100万円あった場合ということで、町からの補填ということなのですが、町からの一般財源からの繰り入れは一切考えておりませんので、そのようなことはないということで、オーバーした分はということなのですが、まずこちらの事業は農業施設導入に関しましては全てまず国・県の機械導入の補助事業を活用するのが大前提でございます。ですので、要件に合えば、まず国・県の事業を活用していただきまして、それでもだめだというときは、こちらのほうを利用してもらうんですが、もしそれでも額を超えるというような場合は、ポイント制ではないんですが、国・県の事業のようにポイントをつけさせてもらって、優先順位を決めさせてもらって、その基金内の事業で整備を進めていくと。仮にですけれども、もし受益者に対しまして来年どうでしょうかという場合もあるかもしれませんが、まず基金内の事業費でというのが大前提で進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 肝心かなめの受益者との話したのはいつだと言ったら、いつとか答えてないんだな。いつごろ説明会をしたんですか、これ。それから、我々には話したというけれども、私の耳には遠かったのかな。入ってないんですけれど

も。いつこの説明会をやったのか、理解を得るまでに何回、いつから始まって、この事業を取り入れるということを、いつに始まって、いつごろから説明して、どのような経緯になっていたか。

いろいろ言っているけれども、実際、受益者、寄附する方々は、一発で「ああ、いいですよ」と言った人はまずいないと思うのね。5万円という金を毎年寄附していくと。1年間に1,000万円積むんだろうけれども、10年で1億円……、「5年間で」の声あり）違うのかな。5年間だから5,000万円か。その基金を使うわけだ。だけど、5,000万円で1年に1,000万円で皆さん、感覚的に言うと大型機械1つ買ったら1,000万円の分ぽんと出ていくような機械なんですよ。そのうちの2分の1とか、その補助割合はあるんだろうけれども、それが2件、3件、4件と出てきたら、ポイント制で優先順位つけるというけれども、いずれその辺で争いになるとか、そういうことも考えられるし、そういうきちっとした制度をつくっていかないと、これは皆さんの金を集めた以上、寄附をいただいた以上、皆さんとのトラブルが起きる。はっきりした制度をつくっていかないとトラブル。「あんた、俺のほう为先申し込んだんじゃないか」、そのようになりかねないということが1つあります。

だから、還元金に不足が生じた場合はどうするのかと聞いたんだけど、町のほうでは補填しないというような話だから、それではいろいろトラブルになると思うので、そういう場合のことも考えたようなやり方をやっていかないと、同じ認定農業者でも、イチゴ農家でも、代がわりになれば必ず違うというような意見が出てくると思う。その辺をきっちり整理しておかないと、うまくいかないかもわからない。

あと、第5条の中の、亘理町が実施する事業というのがあるんですね。亘理町が実施する地域還元事業というのは、どういうことをいうのか。受益者とかそういう人たちがするものに還元するんならいいんだけど、亘理町が実施する還元事業というのは何か。

あと、説明していただいた中の資料で農業用機械施設整備支援事業で、新規に購入する機械というようなものがあるね。これは、新規といった場合は、今まで災害でいろいろ農業機械を助成していただいたけれども、新たに買うからといって、これが新規とは言えないかもしれない。中には、私は息子が買うんだと、親

父が災害で受益者として受けたと。だけど息子の名前で今回は買うんだとか、同じ今度集団でも、3人の中の別な名前で買うんだとか、整備するんだとか、いろいろなやり方、抜け穴というのは出てくるかもしれない。

あともう一つ、対象者の受益者面積については、どのぐらいを見ている、さっき何ヘクタールって言ったの。この辺、今言ったことについて、もうちょっと詳しく説明してください。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 説明時期ということでございますが、正式に全体で説明したのは、平成24年5月が、こちらとしては記録が残っております。ですので、平成24年5月に全体の説明会をしたと。それが一番最初かと思われまして。ですので、その内容を議員の皆さん方にも、こういう交付要綱に沿って、こういう内容で無償貸借しますというようなことは、同時期ごろに行っているというようなことでございます。

また続きまして、支援の制度、基金が足りなくなったらどうという話は、これまでもこういう施設導入につきましては、毎年、年々希望をとっております。もちろん、先ほど言ったとおり、まずは国の事業を優先に使ってもらって、そしてそれでもというときは県の事業を使ってもらおうと。そちらを優先にしまして、それでもというのをこちらで、町の利用にしてもらおうというような形でございまして、今、交付要綱を策定中でございますが、まずその交付要綱の中で、再度そういう細かい内容も決めて条文を設けるといふうにしたいと思っております。

また現在、補助率でございますが、普通の方は3分の1で上限100万円までというふうに定めをとっておりますので、現在、最高でも10件までは受け付けられるというような状況でございまして、こちらも毎年希望をとっておりますと、この金額にはちょうどそのぐらいにまでならない額で毎年希望といたしますか、皆様から意見を伺った際にはなっておりますので、この金額でということで1,000万円、そもそもその基金も1,000万円にさせてもらったという経緯がございます。

あと、新規事業ですとか、新しく家族のやりとりで新規になるのかならないのかと、そういう内容がございまして、まずこちらの復興交付金事業、こちらは被災者でございます。こちらの還元事業の受益者は被災者ではない方でございますので、受益者の方々は被災者の浜手の、今回交付金事業で整備した方々

から寄附金をもらおうと。そして還元事業として利用していただく方は、それ以外の方ということになっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

なお、今議員からご指摘されたように、不明な点はないように、今後、交付要綱のほうで詳細については定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、第1回目の受益者との話し合いの時期が、平成24年5月というような話だったんだけど、相当前の時期だったんですね。説明あったかはないかは、私、忘れたかもわからないし、そのときいなかったかもわからない、いろいろなので、平成24年5月からなって、今回がこのようになって、契約に至るまで相当ないろいろ苦勞があったと思うんだけど、平成24年から始まって長年、5年以上、6年、7年たっているのかな、その間の皆さん、農業関係者の、農林水産課の苦勞というのは、どんなことがあったか。受益者から、どんな意見があったか教えてほしい。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） イチゴ団地の皆様からのご意見で、何せ一番多いのが、やはり施設の管理だと思います。施設の管理が一番多くて、簡単に言えば、技術栽培向上のために新しい技術を入れたい方、前向きな農家なんですけど、その方々が新しい、仮にこういう機械を設備したい、導入したいといった際に、補助事業で導入しているものですから、その辺も交付金が返還とならないように、新しい施設を整備する際にも、できるもの、できないものとかを相談を受けながら、一応やって、今も管理とかをやってもらっているわけなんですけど、そういう面も含めて、やはり一番は施設の管理維持を農家の方々から相談を受ける機会が一番多いようです。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

1 3 番（百井いと子君） 無償貸与の農業施設、機械の耐用年数というのは何年になるんでしょうか。また、耐用年数を超えた際はどのような扱いになりますか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず、水稻関係の機械導入、田植え機等コンバイン、そうい

う機械は、統一して7年間でございます、7年間。そしてイチゴ団地、こちらの施設につきましては14年となっております。なお、その耐用年数後の処分といたしましては、町といたしましては、耐用年数後は無償譲渡をしたいという予定で現在おります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。百井いと子議員。

13番（百井いと子君） それで、無償貸与期間終了後は、農業復興地域還元事業の対象にはならないという見解でよろしいんですか。解釈でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 耐用年数が仮に切れたといたしましても、こちらでお願いするのは、5年間はお願いするという形でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 1点だけ、一つお願いします。

寄附金額、営農別における農業所得の1.5%と、先ほど平均で5万円をお願いしたいということですが、それぞれ所得差があるわけですね。イチゴ栽培とか水稲とか、あとシュンギクをつくっている方、中には花も栽培されている方がございます。それぞれ幾らなのか。そしてまた、集団栽培している方については、1単位としてカウントするのかどうか、そのところをちょっと確認したいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまのご質問なんですが、導入した機械、施設の面積でお願いするというのでございますので、今現在、そちらの農業産出額が、イチゴであれば177万円ほどになっております。10アール当たり177万円ほどとなっております。ですので、仮にイチゴ団地の一番多い2,500ヘクタール、2反5畝の方ですと、177万円の2.5倍の1.5%という形で、これはお願いしたいというふうに思っております。

もちろん、菊ですとかシュンギク農家さんあるんですが、金額を全部申し上げたほうがよろしいでしょうか。（「概算で、水稲はどのぐらい」の声あり）水稲ですと、実際現在は、10アール当たり所得で、農業所得算出額ですと1万7,600円ぐらいになっております。ですので、10アール当たりですので、仮に15町歩のコンバインを入れた方は、こちらの150倍を掛けていただいた額となっております。な

お、水稻の集団といいますか、一緒なんですけど、1経営体でご理解いただきたい
と思います。5人でも集団であれば1経営体という形でご理解いただきたいと思
います。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まずもって、この寄附金の集め方というのがどういうふうになるの
か。どちらかといえば、振り込みであったり現金であったりというような、自主
的なものに当たろうかと思えますけれども、具体的に決まっているのであれば。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 現在考えているのは、亘理町の一般の納めてもらう、お手製
の紙の一般の、毎日納めてもらう納入用紙、あちらのほうで考えております。以
上でございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうなった場合に、確かに寄附するという事で約束して補助をい
ただいていたんだと思うんですけども、実際に納入する段階に来て、「いや、
やっぱりちょっと寄附したくない」というような方が出てくるのかどうかわか
らないですけども、仮に出てきた場合に、どのような対応をなされるのか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） そのようなことのないように、（「そうですよね」の声あ
り）職員ともども関係機関と協力し合って、基金のほうをいただけるようお願い
していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 済みません、1つずつで申しわけありません。最後なんですけれど
も、こちらの寄附というものが所得控除に当たる寄附に該当してくるのかどう
か。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） こちらも、そもそもの積立金の名称ですが、どういうことが
いいかということで、現在まで、来年からお願いすることなんですけど、こちらの
ほうも農家の方々と協議いたしまして、寄附金であれば控除ができるというよう
なことで、寄附金というふうに定めさせてもらったという経緯がございます。以
上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 亶理町農業復興地域還元事業基金条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第8号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第8号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第8号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は5ページ、新旧対照表は1ページとなります。ごらんいただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、超過勤務命令を行うことが

できる上限に関して、総務省より条例の改正案が示されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

説明については、新旧対照表の1ページをごらんください。

第8条正規の勤務時間以外の時間における勤務、第3項として前項までの、今までの時間外勤務の命令のほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるということとなっております。

条例の追加内容は、規則において詳細な規定を設けるため、条項中の改正は規則に委任するための規定を定めるもので、具体的には、人事院規則で定める事項として職員の時間外の上限時間を1カ月45時間とし、1年間では365時間と設定すること。また、大規模な災害への対応等の公務の運営上、やむを得ない場合には、この条文を超えることができることとする内容等が主な改正内容となります。

議案書の5ページに戻りまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第9号についてご説明を申し上げます。

議案書は6ページとなります。

議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

災害弔慰金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、新旧対照表を使ってご説明をいたしますので、新旧対照表2ページをお開き願います。

今回の改正であります。上位法であります災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、その中で災害援護資金の部分が改正されたということで、平成31年4月1日に施行されますので、それにあわせて条例の改正を行うものでございます。

まず第14条第1項でございます。こちらは保証人の要件緩和というようなことで、被災者が貸し付けを受けやすくなるよう、保証人の必置義務が撤廃されたというようなことから、保証人を立てることができることを定めるものでございます。

第2項につきましては、利子に関して保証人を立てる場合は無利子とします。保証人を立てない場合は、現行の3%の利率を1.5%ということで引き下げるものでございます。

第3項につきましては、保証人は連帯保証人とするという規定でございます。

続きまして第15条第1項は、償還方法の拡充というようなことで、今まで半年賦、年賦償還ということになっておりましたが、月賦償還による償還方法を追加するものでございます。

第3項につきましては、保証人の必置義務、保証人をつけるというのが必須でなくなったというようなことから、文章の整理をするものということになります。

続きまして3ページでございます。

附則第2条になりますが、こちらも保証人の必置義務が撤廃されたということによります文言の削除と整理というふうになります。

それでは、議案書の6ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、こ

の条例は平成31年4月1日から施行する。

第2項経過措置でございますが、経過措置といたしまして、本条例改正前に生じた災害による災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例にするというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第10号 亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第10号についてご説明を申し上げます。

議案書は8ページになります。

議案第10号 亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例。

亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を次のように改正する。

今回の改正についても、新旧対照表を使ってご説明いたしますので、新旧対照表4ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、数え年100歳の方に支給しております特別敬老祝金の支給対象条件、これを明確にするものと、今後、支給対象者の増加が見込まれるということから、事業を継続していくために支給金額の見直しを行うものでございます。

まず第2条第2号でございますが、特別敬老祝金の支給条件であります居住年数の要件を、数え年100歳に達する日以前から15年以上引き続き本町に住所を有する者としまして、災害等により一時的に転出していたと町長が認める場合はその期間も含むと、そのように改正するものでございます。

第3条2項につきましては、特別祝金の額を20万円から10万円に減額するというものでございます。

それでは、議案書8ページにお戻りいただきまして、施行日でございます。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 何点かご質問いたします。

まず100歳の対象者の増加から支給の減額というふうな説明でございましたが、近年の対象者の増加状況、つまり現状でございますね、これは一体どのようになっているのか。そして今後の見通しについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、平成26年度からの実績をご説明いたしますと、平成26年度におきましては、対象者が12名ございました。平成27年、28年度につきましては11名、平成29年度が7名、本年度、平成30年度も12名というような見込みでございまして、今後、平成31年、32年につきましては、抽出しましたところ対象者25名というようなところで、対象者が倍になるというようなところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） かなりの増加状況で、今日、そして来年まで倍増していくというふうな状況がわかりました。そこで2番目ですけれども、特別祝金制度ができました当初の祝金の金額から、現行では20万円というふうなことでございます。これまでの対象者の推移と金額の推移を、どのような変遷をたどっているかお伺いいたしました

いと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この祝金の制度ですが、昭和53年度から始まっているというよう
なところで、その当時の祝金の金額につきましては、数え100歳の方50万円というふ
うになっております。その50万円の期間の対象者については、ゼロから2人という
のが対象者の数となっております。

それと、金額が変わりましたのが平成12年度、これは介護保険制度ができた年で
ありまして、この年から祝金の額が30万円になっております。このころの対象者は
1人から多くても5人というところがございます。

平成19年度から祝金の金額が20万円になっております。この間の対象者の数です
が、4名から現在の12名、そのぐらいになっている状況でございます。以上でござ
います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後ですけれども、これまで100歳を迎えるというふうなことは、大
変ご説明のとおり非常にまれであったわけです。百寿（ももじゅ）、百寿と言われ
るゆえんでございますが、ご本人及びご家族の皆様方は100歳という大きな節目、大
きな励みで、大きな期待を持っているわけです。今回、20万円から10万円というの
は、50%減と2分の1というふうな数字ではあります。この数字を見たときに、88
歳米寿が1万円、99歳が、白寿が3万円、この祝金とのバランスが果たして適正で
あるかどうかというふうな考え方ですね。

あともう1点なんです、15万円というふうなラインは考えなかったのか。10万
円にしてしまいますと、次回は5万円というふうな、どうしても考えてしまいます
ね。そういうふうなデッドラインと下限があるんです。今のお話が1点ですね。

それで、今後、当初の質問で対象者が倍増していくと、当然、稀少的なというよ
うな意味合いと、あと財源的な部分から、非常に大変な状況というふうなことでご
ざいます。調べましたら、100歳の上が108歳の茶寿、111歳が皇寿、120歳というの
が大還暦というふうな、60歳が2回回ると。それで何と250歳が天寿と、ここで終わ
りなんです。これは余談でございますが、特別祝金の今後の上限の引き上げの考
え、年齢、その辺は今後の検討課題になってくるかと思いますが、その辺の今回提
案された判断のいろいろな議論の中には、こういったこともあったのかどうか、こ

の大きく2つお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） やはり、対象者が倍になるというようなことで、この事業を継続して実施していくという中で、やはり財政状況も勘案しますと、どうしても対象者が倍になれば、やはり対象の金額も20万円から10万円にせざるを得ないのかなというふうなことで、15万円という金額は考えずに、やはり対象者数と現在の財政状況を勘案しながら10万円というふうなことにさせていただいているところでございます。

それと、対象年齢を今後上げていく議論はするのかというようなことですが、やはり、全国的に見ますと、100歳の人の数というのが、今後ますますふえてくるような状況になっております。総人口は減りますが、100歳になる高齢者の方々はふえていくというようなことで、人口問題研究所のほうでも推計をしているところでございます。その部分も踏まえながら、また財政状況も勘案しながら、今後対象年齢を引き上げるかどうかというのは考えていきたいなというふうには思いますが、今のところ数え年100歳というところは崩さないでいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 自分の考えを言いますが、100歳で20万円もらって喜ぶ人の顔、10万円でがっかりする人の顔、それをちょっと思い浮かべると、行政として山田町長なったばかりで、20万円持っていったほうがありがたいのかなと、個人的には考える、一つは。「あなた10万円削ってきたのか、新しい町長は」、そういう考え方ではなくて、やはり財政厳しいといたって、喜びを与えるものに対しては与えるべきであると思います。そして、もしその分を補う財源が80とか85と88とか、そういうものはなくなってもいい。100歳というのは、あくまでも人間生きているうちに誰もが100まで生きたいなと思う、そのときの印として、町からこのような待遇を受けた、それは家族も本人も一生残ることだし、そういう、余りこすい考えに立たないで、喜ばれる考えで、皆さんの行政をやっていただいたほうが、町のためにもなるし、対象の方々のためにもなるし、そのようなことから、これを考え直す必要があると思うんですけれども、一つは町長にも聞きたいんです、その話については。どうぞ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま鈴木議員のほうから、大変前向きな話をいただいたわけですが、私も昨年の5月に就任以来、幾度となくこの特別敬老祝金を持参をさせていただいております。私が初め思ったのが、多分皆さん老健施設にいらっしゃるのかなと思ったら、ほとんどの方がご自宅で生活をされて、そして毎日畑仕事をされたりするとか、人が集う場に毎日午後には行っているという方もたくさんいらっしゃいまして、老健施設にお邪魔する方のほうが少なかったというのが事実でございます。そういう方を見ますと、本当に、長くなってしましますが、戦中、戦後、日本そしてこの亘理というものの礎をつくった方々が、そうやって頑張っているということは、本当にうれしく思った次第でございます。

ただ、一方を見ますと、先ほど今後の人口の100歳以上の、これはあくまで、ちょっと済みません、満99歳と100歳というのは、ちょっといろいろな部分でダブってしまうところがありますが、20年前は約、日本における100歳の人口は1万人でございました。現在は、昨年12月で約7万人という数字になっております。そして、これから30年後、2050年には約50万人になるというような人口推計、満100歳以上の、日本ですね。それで日本人の人口が減ってまいりますので、今、1億2,000数百万でございますが、そのとき9,500万人に対して約、日本人の100歳以上の人口が50万人になるというような、現在からいうと約7倍にふえている。今後どんどんふえていくということでございますので、今回、こういう形でさせていただきました。

先ほど15万円という話はなかったのかという話ですけれども、私の中では、これを15万円にした場合、また数年後に祝金を改定しなければだめだという、そういう形になるのではないかということで、今回、このような数字を出させていただきました。本当は、今現在のように20万円を続ければいいんですが、限りある財源でございまして、その辺をぜひご理解を賜ればと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 町長がそう言うのであれば、私は反対しますよ、けども、そういう財政事情とか、そういうものを全体のことを考えて削減したと。もって、副町長でも町長でもそのご自宅に行って、ご祝儀袋を持っていったとき、厚みが違うなど思うのと、にたっと喜ぶ人の顔を見るほうが、何ぼ自分としては気持ちいいかというようなことを考えると、20万円にしておいて、あとそのほかの経費で削れば、ツ

一ぺーになると。こすい考えは、余りしないほうが良いというような感じを持って
おります。

議 長（佐藤 實君） 答弁はいいんですか。（「いいです、要らないです」の声あり）町
長。

町 長（山田周伸君） 本当に、先ほどから言われているように、今までどうしてもお邪魔
をしますと、ご本人、そしてご家族の方も皆さん、そして孫、ひ孫の方もいらっし
ゃったり、そういう形で、本当に一家で喜んでいただいているというのが目に浮か
ぶところでございます。そういう形を考えると、大変厳しい決断だと思えますけれ
ども、こういう形で10万円ということでさせていただければと思います。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

委員会の中でもお話を聞きましたけれども、ちょっと疑問な点があるので、やは
りちょっとお聞きをしておきたいんですが、20万円から10万円と半減をするよう
な形なんだけれども、現実問題として、今度100歳、お金をもらう方については、ある
意味期待をしていた部分もあるのではないかと思うんですよ。それが、いつの間
か、私の番になったら半分だというふうなことになってしまうということなので、
本来であれば、そういったことも含めて事前にお話をするか、あるいはそういう方
向でありますよというようなことを、本来は事前に説明をすべきではなかったのか
なというふうに、私は思うんですよ。そういったことの努力というのは、してい
かなければならないと思うんだけれども、その辺はいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 事前にとというのは、対象者の方々に事前にと……。（「町全体
も同じだよ、こういう方向ですよみたいな」の声あり）それにつきましては、やは
り周知はしていかななくてはいけないのかなど。条例ですので、条例改正という部分
でもありますので、いろいろな形で周知はしていかななくてはいけないのかなとい
うふうには思いますが、対象者が多くて来年度25名というようなこともありますので、
大々的に周知するのがいいのかどうかというのも、ちょっと確認をさせていただき
ながら、そこはちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思います。以上
でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） お願いということに、私もなると思うんですけども、正直言って、やはり敬老祝金の条例なんかを見てみますと、やはりそこの中では敬老思想の高揚を図るというようなことも載せてあるわけですよ。そういったふうな意味からすると、私、思うのに、前回の一般質問の中でもあったんですけども、同じように敬老式典、これを来年度についてはことしと同じようにやるけれども、その次の年からは減らしたいというような一文もあるわけですよ。その中で答えているわけですね。そうすると、敬老といいますか、お年寄りに対するそういう敬老思想というか、そういったものをほとんど考えているのかどうかというのが、ちょっと疑問になるんですよ。

ですから私、お願いしたいことがあるのは、今後、恐らく式典も含めて縮小する方向、お金がないということなので、これもしょうがないことだと思うんです。だから、金も20万円そのまま出せというふうには言いませんけれども、それは気持ちとしてわかります。ただ、そういう方向にあるのであれば、やはり区長会なり何なりを通じて、そういう方向に行くんだということを、やはり話をして、それで20万円から10万円にするのであれば、また式典までありますから、お金はかからないけれども、心のこもった何かを別に考えて、その中にやるというような方法もあると思うんです。そういったことも含めて、区長会なり、あるいは町民の皆さん、そういった方と今後話をして、そういった結論を見出してほしいと思うんです。それをお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 今回の削減につきましては、町全体の財政状況というのもございますので、敬老式典または特別敬老祝金のことだけではなくて、区長会にお話しするのは、財政状況も含めた事務事業の見直し等にもなるのかなというふうにも思いますので、その点は、いろいろとこちらでも調整をさせていただいて、お話をさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 今、そうおっしゃられましたけれども、町長にお願いしたいんですが、やはりマイナス面だけではなくて、お年寄りの方を大切にするというようなことも含めて、何らかの方法が、もう少し祝う方法があるのではないかと思うんです。それを頭に入れて、今後進めていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 大槻議員から、大変すばらしい質問をいただきました。今後、やはり敬老式典なんかも、今後のあり方というものを、ぜひお祝いをしていただくというか、敬老の方に寄り添ったといいますか、そちら側に立って、本当によかったというような敬老式典とか、そういうのを模索、考えていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 先ほどから申しましたように、やはり100歳になる方々を尊重して、現状のとおり20万円の敬老祝金を支給したほうが、行政の進める上、我々議会としても承認する上で、これは10万円に減らすべきではないと。そのほかのところ10万円、25人、250万円削るのは工夫して削っていただいて、当事者については20万円で支給するほうが、町民感情からしてもよいのではないかと考えて反対します。

議長（佐藤 實君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番熊田芳子議員。

16 番（熊田芳子君） 原案に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

確かに、明治、大正、昭和、平成、4世代の激動の中を生き抜いてこられた方々の敬老祝金を減らすという、そういった状況が非常に私も心を痛めておりますが、しかしながら、今の高齢者の方々は、亶理町のいろいろなデイサービスセンターとかで生き生きと介護、福祉、そういったものが充実しておりますので、非常に生き生きとした生き方をされておられます。やはり長期にわたって、これからも医療も発達してきているので、100歳以上もかなりふえると思えますが、しかし、亶理町の財政を鑑みますと、ここで区切りをつけまして、やはり20万円から10万円に落とすということは、本当に切ない思いでございますが、これはいたし方のないことでございますので、私は原案に対して賛成いたします。

議長（佐藤 實君） ほかにございせんか。原案反対の方の発言を許します。賛成ですか。原案賛成の方の発言を許します。佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 現行の高齢者の増加、これは緊急課題であると思えます。今回の20万円から10万円の減額につきましては、先ほど山田町長の答弁にありましたとお

り、断腸の思いであったと、私は考えます。今回、この条例については、私も20万円から10万円に減額するというふうなことは、大変厳しい状況の財政の中で、大きな判断があったと思いますが、やむを得ない財政状況から、今回については賛成いたすものであります。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立多数であります。よって議案第10号 亶理町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第11号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第11号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書は9ページ、新旧対照表は5ページになります。

今回の改正につきましては、現在無償運行しているわたりん号について、平成31年5月より有料化により運行とするため、条例の一部を改正するものでございます。説明については、新旧対照表5ページをごらんください。

第3条、運行路線及び運行区域別記の表、南部循環線の下に、わたりん号の運行路線名「亶理地区内循環線」「起点（終点）地番、亶理町字西郷140番地」をそれぞれ

れ追加するものでございます。なお、西郷140番地は悠里館の所在地及び亘理駅東広場を含む地番となります。

次に、6ページから7ページとなりますが、別表（第6条関係）の下段に「亘理地区内循環自動車普通使用料100円」を追加するものでございます。

議案書9ページにお戻りいたしまして、附則として、本条例の施行日は平成31年5月1日から施行するものでございます。

なお、今回の改正の趣旨を補足させていただきますと、わたりん号につきましては、災害公営住宅等に居住する被災者支援の一環として、平成27年10月から復興交付金を活用し無料で運行しておりましたが、平成29年4月で復興交付金の交付期間が終了したため、その当時も有償化を検討しておりましたが、町民サービスのため1,000万円以上の一般財源を充当し継続して無料で運行していたところでございます。

しかし、今年度実施した事務事業の見直しでは、財源の確保策としてさざんか号と同様に事業費の8割程度が措置される特別地方交付税を活用することが妥当であるとの結論に至りましたが、この特別地方交付税を活用する要件としては、料金を有償化することが前提である。そのため、やむを得ず料金を徴収することとしたものでございます。

なお、料金徴収を検討する上で、利用者アンケートを実施したところでございますが、8割以上の利用者の方から有償化でも利用したい旨回答をいただいているほか、町民代表の方にも委員として就任いただいている亘理町地域公共交通会議でもご審議いただきましたが、有償化、料金設定ともに妥当であるとの回答をいただいているところでございます。

町民の皆様にご負担をおかけすることになりますが、今回の措置は持続可能なサービスを実現するためのやむを得ない措置であることをご理解いただければと思います。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お聞きしたいと思います。

このわたりん号は、1日何人ぐらい活用して、月どれぐらい乗車した方がいたんでしょうか。まずその点、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） わたりん号、1日14便、延べ運行しております、1日平均乗車数は58名というのが平均でございます。また、乗降者数ですけれども、これが月平均ということで、その10倍の約1,000名程度が利用いただいているということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 新旧対照表に100円とは載っていますけれども、この回数券というのは、これは考えられませんか。11回で10回分とかというような回数券が入っていないので、今後、それは検討するのかどうか。

あともう1点、一般会計で1,000万円を出して、今まで無償の部分に対応していたということなんですけれども、今後、特別地方交付税とお客さんからの100円の分で、今度、一般会計からどれぐらい支出をしなくてはならないのか、この点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） まず料金設定について、これは公共交通会議でもいろいろと議論もしましたし、あとは実際運行されている運行会社とも議論したんですが、まず回数券だと、今のわたりん号と間違ってしまう可能性があるのではないかというようなお話があって、ちょっとそれはやめようということと、あとやはり、シンプルな料金体系ということで、わかりやすさということで、実は子供料金50円というのも考えたりはしたんですけれども、実際、使われる方は、まず高校生以下の方は利用されていない状況でもあるということで、あとやはり、運行业者様の業務負担も、余り過度にならないようにということで、今のわたりん号の子供料金の100円の一番最低料金に合わせて100円ということでさせていただいたところで、ご理解いただければと思います。

あと、町の手出しなんですけど、今現在、総額1,000万円ほどということで、多分に利用者が若干減るだろうという見込みもあって、大体利用者数について100万円以下ぐらいという、100万円というふうに考えると、残りの900万円余りが手出しなんですけど、そのうちの8掛けの720万円余りが交付税措置されるということなので、一般財源の持ち出しは200万円にいかないだろうということで考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今の企画財政課長の答弁では、わたりん号は高校生以下は余りご利用がないということで、今回の改正に当たりましては、新旧対照表の中で、亶理地区内が自動車100円ということで、現在は療育手帳の保持者においては、さざんか号が半額ということになっているかと思えます。今回、わたりん号に関してはさざんか号と同様ということなんですけれども、この100円が療育手帳保持者は50円になるのか、それとも100円なのか、そこだけちょっと確認でお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 障害者の件、済みません、私、失念しておりまして、多分に乗合自動車ということで、一律の取り扱いかと思うんですが、ちょっと今、あと確認の後、ご回答させてもらいたいと思います。申しわけございません。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員に申し上げます。今、確認事項に入りますが、休憩して確認をした後に、答えが出た後にやりますか。採決になりますので。（「採決で結構です」の声あり）いいですか。では、このまま進めていいんですね。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する 条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第12号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止

する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。議案書10ページをお開きください。

議案第12号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例。

亶理町介護認定審査会特別会計条例は廃止する。

附則、この条例は平成31年6月1日から施行する。

今回、廃止されます条例でございますが、この審査会につきましては、規約を設けまして、負担金を出し合いまして亶理、山元合同で設置しているものであります。この幹事町につきましては、4年に1回ずつ交代して運営を行うというような規定がされておりますことから、平成31年度からは山元町が幹事町になると。それで、特別会計を設置し業務を行うようになるというようなことから、今回、この条例を廃止するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 亶理町介護認定審査会特別会計条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時50分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第 13号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）
工事）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第13号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、議案第13号をご説明させていただきます。

11ページ目をお開き願います。こちらは、工事請負契約の締結について地方自治
法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事。

請負金額、3億2,832万円。

契約の相手方、株式会社岩佐組でございます。なお、落札率は82.93%でございま
した。

工事の概要につきましては、12ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成31年1月18日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田
町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者
で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が800点以上の評価を受けてい
る者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、阿部工務店、斎藤工務店、岩佐組の4社でござい
ました。入札回数は1回、工事場所は、亘理町荒浜字青沼地内外で、14ページの位
置図を参照願います。

工事内容は橋梁架替工事として幅員14.8メートル、延長13.3メートルの橋梁を上
部工、下部工、基礎工それぞれに関し記載の仕様により施工するほか、道路改良工
事として町道部幅員11.5メートル、延長280メートル、県道部幅員13.5メートル、延

長261メートルの区画において舗装工事を記載の仕様により施工するものでございます。参考として、15ページ以降に平面図を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成32年12月25日と設定しております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、ここを見ますとイージーラーメン橋ということで、今回、ラーメン橋でいくと。これ山間部のほうで結構見られる工法かなと思いますけれども、今回、なぜラーメン橋工法を採用されたのか、初めてではないかなと思うんですけれども、これについて伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） イージーラーメン橋の採用についてのご質問ですが、議員おっしゃるとおり、亘理町内では初めての採用と思っております。採用した理由につきましては、現場の状況がかなり特殊でございまして、17ページの資料に、上から見た一般図を載せているんですが、標準の部分が14.847ということで標準の幅なんですけれども、そこから県道に向けて隅切りがつかまして28.516という、変わった扇形のような形の橋となっておりますので、ラーメン橋のほうは現場でその寸法に合わせて組み立てて施工するものでありまして、今までよく採用していた工場で桁をつくってそこでかけるというような形になりますと、かなり無駄が、ロスな部分が出てきますので、経済比較をしてイージーラーメン橋を採用したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かにこれは、下部工縮小ということで、扇形みたいなそういう形で作っていると思います。今までも、プレテンション方式でやっておったわけですが、こういったプレテンションとこっちのラーメンでは、コスト面とか、それから建設工事、今、建設工事のほうを言われましたけれども、これは縮小できるのかどうか。それからコスト面でも縮小できるのかどうか、それをちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 構造的にシンプルになってきますので、コスト面ですと約9%ほど安く工事ができるものでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほども敬老祝金で話がありました。財政状況の話がありましたけれども、やはり以前から、こういった財政状況が厳しいというときは、こういったラーメン橋工法を使えばできたのではなかったのかなと、こう私は思っていたんですけれども、いかがだったでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今までも、橋をかけるときにはいろいろな種類の橋の構造、桁などを検討してきまして、そちらで比較表をつくりまして、一番安いものを採用しておりますので、今までかけた橋についても、一番安いものの工法でかけてきております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 産業建設常任委員会のほうでご説明があったんですけれども、説明があったときには、工事するときに迂回路をつくるというような説明をいただいたんですが、現在、荒浜のほうの交流センターから走ってきますと、JAのところで交通どめがかかっております。3月1日からということで交通どめがかかっているんですけれども、こちらの交通どめというのは、工事が終わるまで交通どめなのか、それともそもそも迂回路自体が荒浜大通線の迂回路ではなくて、県道だけの迂回路というようなことだったのかということで、確認したいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 迂回路につきましては、塩釜互理線の県道部分を迂回させるものでございまして、ここはかなり交通量が多くて、片側交互とか、まして通行どめはできないということで、道路管理者と警察の指示で迂回路をつけるものでございます。町の大通線、東西のほうにつきましては、特に迂回路というのは考えてございませんので、農協さんのところから西は通行どめになりますので、北と南に振り分けながら通行していただきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、現状もそうやって使っていたところではあるんですけれども、避難道路として3本つくっている中において、一旦、交流センターから

農協まで来て、それでちょっと通れないということで右折なり左折しますと、右折した先が小学校とぶつかるところの丁字路がすごく細くなっているというのが1つと、あと川口神社から避難してきたところとぶつかるので、そっちの流れも悪くなってしまうと思うんですね。こういったところを、何かご検討なされたのかどうかというところをお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議員おっしゃるとおり、現状の幅員ですと、なかなか今後通行が厳しい部分もございますが、こちらにつきましては、一時的、ちょっと長期間にはなるんですが、やむを得ないものと考えております。何とぞこれでご了解いただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その3）工事）の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度
町道築港通1号線外道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 続きまして、議案第14号をご説明させていただきます。

19ページをお開きください。こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事。

請負金額、8,125万8,120円。

契約の相手方、株式会社芦名組でございます。なお、落札率は74.26%でございました。

工事の概要につきましては、20ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成31年1月18日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組、渡辺工務店、阿部工務店、田中建材輸送、八木工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組、SSスチール開発の10社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町荒浜字築港通り地内外で、23ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として幅員15メートル、延長388メートルの区画において、排水工、舗装工、道路附属施設工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。参考として、24ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成32年1月31日までと設定しております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 1点だけ伺います。総合評定値ですけれども、先ほど800点で、今回

700点と下がった、100点下がった、その理由は何でしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 総合評定につきましては、基本的に工事の予定価格にかかわらずに同一の点数を評価基準としておりまして、逆に基本的に700点が一定の基準になっております。ただ、大規模な工事や高い技術が必要と判断する工事につきましては、指名委員会などで、その評定値を個別に設定する場合があります。逆に先ほどの800点というのが、予定価格も4億円近いということと、高い技術力も必要とされる橋梁工事ということで、700点から800点に変更したということでございます。基本は700点ということで、ご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 23ページの、今、図面を見ておるんですけれども、このところは工事完成まで全面通行どめという形になるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 延長が長いものですから、部分的に工事はしていきますので、全線同時に通行どめということはありませんので、あと、水産加工工場の関係もありますので、片側交互的な通行のほうも考えてございます。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 工期を見ますと、平成32年1月31日です。このところを見ますと、北側のところには駐車場がありますので、例えば大型バスが入ってくるとか、いろいろなことも、夏まつりも当然ここで行われるんだと思うんですけれども、そのときの対応とかというのは、考えてはいらっしゃるのでしょうかけれども、どのようになるのかなと、ちょっと今思ったんですけれども。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの工事につきましては、両側に側溝が入りまして、最終的には舗装する工事となっておりますので、大きな切り盛りの土工とかも少ないものですから、車の出入りがあるときには鉄板などで対応できますし、あとおまつりときには事前に安全を確保したような形で工事のほうは休工させたりというのは考えてございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 続きまして、議案第15号をご説明させていただきます。

26ページをお開きください。こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度町（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事。

請負金額、3億6,943万5,600円。

契約の相手方、田中建材輸送株式会社でございます。なお、落札率は76.07%でございました。

工事の概要につきましては、27ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成31年2月8日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元

町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が800点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、阿部工務店、田中建材輸送、八木工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組の6社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町荒浜字築港通り地内外で、30ページの位置図を参照願います。

工事内容は、多目的広場整備工事で、5.61ヘクタールの面積において基盤整備工、植栽工、園路駐車場整備工、サービス施設整備工、便所工それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

工期につきましては、平成32年3月31日までと設定しております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） まず第1点なのですが、広場整備面積が5.6ヘクタール、張芝工が4.2ヘクタールの工事で、広大な面積の多目的広場というふうなことでございますが、この鳥の海公園多目的広場は、まずどのような活用方法を想定しているのかと。そして、年間の利用人数をどの程度見込んでいるのか、まずこの2点お聞きします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、この多目的広場整備事業の概要と目的ということで、説明をさせていただきますけれども、この事業につきましては、市街地復興効果促進事業の中の被災者へのコミュニティー活動支援事業を活用しまして、防災集団移転促進事業によって買い取りしました移転元地及び町有地を活用しまして、防集移転者を含めた地域コミュニティーの形成を図ることを目的としております。被災した大畑浜公園、吉田野球場、吉田浜児童遊園の3つの施設を移転集約しまして、多目的広場として整備するものでございます。

ご質問のあった日常的な利用につきましては、多目的広場として整備することによりまして、当面は各種のイベントやレクリエーション、またサッカーのアップ場

やグラウンドゴルフ等での使用を考えております。今後、スポーツ推進審議会にも意見を求める予定でございまして、それらを踏まえて検討することとしてございます。

また、利用人数につきましては、利用形態や活用方法について、これから本格的に検討を行う予定でございまして、想定される利用人数については、現時点においてはお答えするのは難しいものと考えておるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そうしますと、まさしく読んで字のごとく多目的というふうなことで、多くの人々がここで集うというふうな一般的な活用方法になると思うんですけども、この平面図を拝見いたしますと、遊歩道並びに芝生だけと、一部管理棟もございしますが、そうしますと、夏場もしくは秋にかけて、やはりひでりが激しいときは、まさしく太陽の直射日光がそのまま降り注ぐと、日陰がございませんですね。そういったことから、どうしてあずまや等を設置していないのかというふうなことが1点と、今後、広大な4.2ヘクタールの芝生をどうやって管理していくのか、散水とか除草もあると思うんですけども、その管理体制について、2点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ひでり対策というか、休憩所の対策につきましてはですが、シェルター設置ということで、長方形、正方形、こちら合計で4基計画してございます。シェルターというものですが、この定義につきましては、大きなくりはあずまやなんですけど、洋風な建物をシェルターと、メーカーの呼び方も入っているんですけど、そういうふうに呼んでございまして、和風な場合は純粹にあずまやというような使い分けをしてございますので、4基ほど日陰はつくれるかと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今後の工事が終わった後の管理につきましては、業者等に委託する方向で検討してございます。現実的に、今、シルバー人材センターとか町のほうの芝を管理している業者等にも、今、相談して、どのくらいの金額になるかということで相談をさせてもらっているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 私、シェルターについては、まさしく避難所というふうなことで、雨風、そして雷雨を想定しているのかなと思いましたが、お弁当を持って、ここで憩うというふうな場所にも使えるということではありますけれども、やはり芝生の青々とした中で、日陰で食べるというのが、一番この目的としたら沿っているのではないかと思いますけれども、次に、この施設の駐車場がごぞいます道路に接した面、そしてここには100台超と思われる台数が駐車できるのではないかと思いますけれども、多分にイベント等にも利用される駐車場、出入り口が西側の荒浜大通線に面しておりますが、1カ所しかないわけなんですね。南側ロータリーのところにも1カ所ありますけれども、ここはこれから多くの各種イベントなんかにも活用されるわけですね。そしてまさしく有事の際の速やかな車の出入りというふうなものを当然想定していなければならないと、私は思うんですよ。そうした場合に、この1カ所だけの、西側の道路に面した出入り口が1カ所だけでいいのかと。その辺の検討内容について、ご説明をお願いいたします。あとまた、4カ所のシェルターのあわせて定員もお願いします。以上です。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 駐車場への出入り口なんですが、西側に1つありますのと、あと北東のほうに便所とあります、こちらから北のほうに、ポンプ場のほうに向かっていくところで道路に対しての、これは今、新しくつくっている道路なんですけれども、こちらに対しての出入り口が1つ確保できております。

あと、シェルターへの人数ということですが、おおむね1平米当たり1人とか、そのようなことで考えられますので、定員というのは定義づけはないかと思えます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5 番（小野典子君） ほとんど了解したところなんですが、あと少し、細かい部分でお聞きしたいと思います。

テーブルベンチの設置というのが12基ほどあるんですけれども、これがどこに、どれなのかなと。この細かい2つ点で、ポンポンとなっているやつなのか、その辺の確認をお願いしたいということと、もう一つ、南側のちょうど長方形の形をした部分なんですけれども、ここの道路に面している部分に、こういったところにはフェンス的なものがなくていいのだろうかというふうに思ったわけなんです、こ

この工事内容には、何も記載されていないので、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） テーブルベンチにつきましては、ちょっと表示のほうが見えないような形になっておりますけれども、この白い丸というか、ちょっとこれから読み取るのは難しいので、一応、12基配置する予定でございますので、後ほどそちらについては詳細の場所を、もうちょっと大きい図面で示したいと思います。

あと外周につきましては、フェンスは計画してございませんが、低木を、植栽で外周を回す計画にしております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） この張り芝した4万2,000平米の中の内容というか、高低差とかそういうのは、どのような形の高低差をつけるつもりでいるのか。ただの平面なのか。森、山なのか、その辺の内容について。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 芝張りの底地の部分なんですけれども、東側が高くて西側に水の勾配をとっている、本当のただっ広い、アンジュレーションのないただの平面となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）鳥の海公園多目的広場整備工事）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 町道の路線廃止について

日程第13 議案第17号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第16号 町道の路線廃止について及び日程第13、議案第17号 町道の路線認定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第16号及び議案第17号の2件について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第16号について説明申し上げます。議案書の32ページをお開き願います。

議案第16号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、避難道路である荒浜大通線の進捗及び鳥の海公園多目的広場整備に伴いまして、現在認定されている路線を一旦廃止し、新たに認定し直すものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号111、路線名荒浜築港線、起点亘理町荒浜字我妻48地先、終点については同じく築港通り159-3地先で、廃止する路線の延長は1,878.7メートルとなります。場所につきましては、次の33ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で矢印が終点となります。

次に、路線番号423、路線名高屋荒浜線、起点逢隈高屋字石堂1-2地先、終点については荒浜字水神63地先で、廃止する路線の延長は1,857.4メートルとなります。場所につきましては、次の34ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、3番目の路線番号631、路線名五丁目中線、起点荒浜字隈崎161-27地先、終点については同じく隈崎161-11地先で、廃止する路線の延長は215.9メートルとなります。場所につきましては、次の35ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いします。

次に、4番目の路線番号682、路線名築港通り隈崎線、起点荒浜字築港通り33-18

地先、終点については同じく隈崎159-2地先で、廃止する路線の延長は371.1メートルとなります。

次に、5番目の路線番号707、路線名隈崎線、起点荒浜字隈崎161-119地先、終点については同じく隈崎161-110地先で、廃止する路線の延長は160.4メートルとなります。

次に、6番目の路線番号804、路線名築港南1号線、起点荒浜築港通り33-24地先、終点については同じく築港通り34-25地先で、廃止する路線の延長は100.6メートルとなります。

次に、7番目の路線番号806、路線名築港東1号線、起点荒浜字築港通り33-8地先、終点については同じく築港通り13-5地先で、廃止する路線の延長は435.7メートルとなります。

最後に8番目の路線番号807、路線名築港東2号線、起点荒浜字築港通り33-11地先、終点については同じく築港通り33-12地先で、廃止する路線の延長は51.7メートルとなります。

続いて関連がありますので、36ページをお開き願います。

議案第17号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

町道の路線認定につきましては、避難道路の荒浜大通り線の進捗及び鳥の海公園多目的広場整備に伴いまして、新たに認定し直すものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号111、路線名荒浜築港線、起点亘理町荒浜字我妻48地先、終点については同じく築港通り34-23地先で、幅員は15メートルで、延長は1,730.7メートルとなります。場所につきましては、次の37ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で矢印が終点となります。

次に、2番目の路線番号423、路線名荒浜字下東線、起点荒浜字水神63-1地先、終点については、同じく下東76-4先で、幅員は5.2メートルで、延長は359.6メートルとなります。場所につきましては、次の38ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、3番目の路線番号804、路線名築港南1号線、起点荒浜字築港通り34-22地先、終点については同じく築港通り34-25地先で、幅員は5.4メートル、延長は224.1メートルとなります。場所につきましては、次の39ページに箇所図を掲載して

おりますので、確認をお願いいたします。

次に、4番目の路線番号806、路線名築港東1号線、起点荒浜字築港通り34-18地先、終点については同じく築港通り34-19地先で、幅員は12.5メートルで、延長は87.8メートルとなります。

最後に、5番目の路線番号855、路線名鈴木堀線につきましては、建築基準法による道路の取り扱いが厳格化されたことにより、現行法に適合していない状態であるため、町道認定を行い、不適合の是正を図るものです。起点逢隈田沢字鈴木堀47-2地先、終点については同じく鈴木堀6-1地先で、幅員は5.5メートル、延長は183.4メートルとなります。40ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いします。

以上で議案第16号及び17号についての説明を終わります。よろしくご審議方、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第16号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。2番渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 1点だけお伺いします。

この⑤鈴木堀線なんですけれども、私も先日時間がありましたので、現地調査を

してまいったんですけれども、逢隈保育園の南側の道路ということで、ちょっと見たら、そこに正門がありました。これ町道になりますと、当然道路交通法に関連してくるので、5分以上の停止というのができなくなると思うんですけれども、今、少なからずとも、駐停車して、園児の送り迎えで、そこに車を停止しているケースもあると思うんですけれども、今後、この乗りおりに関しては正門の活用をするかどうか、この辺の協議事項はどうだったのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 議員ご指摘のとおり、逢隈保育園の正門が南側にございます。今度町道を認定するところにかかってくると思います。送迎のためにそこを利用している児童も確かにいらっしゃいます。やはり、児童の安全を確保するというのであれば、保育園の東側にも出入り用の通路がありますので、そちらを利用させていただく方法が一番安全を確保できるものだというふうに認識しておりまして、車で来た場合の送迎については、そちらに一本化する方向で調整したいと考えております。保護者の方には、なるべく早い段階でお知らせしたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第14 議案第18号 平成30年度互理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第18号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第18号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。別冊でお配りの平成30年度亶理町一般会計補正予算書（第5号）をご準備願います。

1 ページをお開きください。

平成30年度亶理町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによるものとし、第1条（歳入歳出予算の補正） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億8,106万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億7,561万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（繰越明許費） 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正） 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとするものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。25ページをお開きください。

項目が多いため、本日は金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

なお、今回の補正予算は、一部追加補正となる事業もございますが、全般的には事業費の確定などによる減額補正が主な内容になっております。

初めに、2款総務費でございます。1項1目一般管理費につきましては、細目2職員人件費として3,041万4,000円を減額補正しておりますが、これは退職手当組合負担金及び自治法派遣職員負担金の実績見込みに伴うものでございます。

続きまして、1項6目企画費につきましては、細目21、ふるさと納税推進事業費として335万円を追加補正しておりますが、これは寄附金額の増加に伴い返礼品送付等のふるさと納税支援サービス業務委託料を追加補正するものでございます。

続きまして、1項12目基金管理費につきましては、25節積立金として総額1億

3,472万3,000円を追加補正しておりますが、これは基金の運用利息を各基金に積み立てるほか、28ページに記載の細目5庁舎建設基金費及び細目7震災復興基金費につきましては、ふるさと納税等の寄附金額を積み立てるものであり、細目8東日本大震災復興交付金基金費につきましては、繰り越し事業として実施していた水産加工流通施設の事業完了に伴い、復興交付金繰入金の超過分を基金へ積み戻しするほか、株式会社エムテックの契約解除に伴う町道荒浜吉田線橋梁架替工事の前払い金補償金について、復興交付金見合い分の金額を基金へ積み戻しするものでございます。

続きまして、3款民生費をご説明いたします。

民生費につきましても、児童手当等支給経費を初め児童館及び保育所運営経費など、事業費の確定及び確定見込み等に伴う減額補正が、その主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、33ページに記載の1項4目児童措置費において私立保育園の利用施設及び入居者が増加したことなどから、細目3保育園経費として扶助費1,400万円を追加補正するのが主なものでございます。

続きまして、4款衛生費をご説明いたします。

衛生費につきましても、予防接種経費や各種がん検診に係る健康増進事業費など事業費の確定見込みなどに伴う増額補正がその主なものになりますが、一部追加補正するものにつきましては、1項2目予防費において細目7母子保健対策経費として、支給実績に基づき未熟児療養医療費に係る扶助費20万円を追加補正するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費を説明いたします。

35ページをお開きください。

農林水産業費につきましても、各種事業費の確定及び確定見込み等における減額補正がその主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、1項4目農業振興費において、細目3農業振興事務経費として、昨年秋の台風24号により損壊等の被害を受けたパイプハウス等の農業用施設について、その再建及び撤去に係る費用への助成金270万円を追加補正するほか、震災後増加している野鼠駆除対策として助成金18万円を追加補正するものでございます。

続きまして、7款商工費をご説明いたします。

39ページをお開きください。

商工費につきましても、事業費の確定見込みにおける減額補正が主なものでございますが、一部追加補正となるものにつきましては、1項3目観光費において、42ページに記載の細目5観光振興経費としてわたり温泉島の海の特別会計への繰出金として、温泉ろ過機の故障に伴う修繕負担金205万2,000円を追加補正するほか、細目10観光施設整備事業経費として、わたり温泉島の海入湯税相当分の積立金135万7,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、8款土木費をご説明いたします。

土木費につきましては、総額14億2,054万8,000円を減額補正いたしますが、主なものは43ページに記載の4項6目復興事業費総額13億9,776万8,000円の減額補正分となりますが、内訳としては右説明欄に記載のとおり、細目14復興関連盛り土材確保事業費、細目16避難道路新設整備事業費、細目47津波浸水区域支援事業費などを初めとする各種復興関連事業の事業費の確定等に伴う減額補正によるものでございます。

続きまして、10款教育費をご説明いたします。

45ページをお開きください。

10款教育費につきましても、事業費の確定及び確定見込みなどにおける減額補正が主なものになりますが、一部追加補正となるものにつきましては、2項小学校費において細目9施設整備事業費として、吉田小学校プールの塗装が老朽化により剥離していることから、改修工事費330万円を追加補正するほか、細目10施設管理経費として、次年度に吉田小学校で必要となる特別支援学級の管理備品購入費と、株式会社リード様からの寄附を活用して整備する亘理小学校、逢隈小学校の図書購入費合わせて220万9,000円を追加するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

11ページをお開き願います。

1款町税につきましては、現在の課税状況及び収入見込み額などから、主に町民税、固定資産税、町たばこ税などの税目で総額7,699万円を追加補正するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

9款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税において、歳出における各

種復興事業費の確定による減額等に伴い3億4,146万3,000円を減額補正するものでございます。

11款分担金及び負担金につきましては、実績に基づく収入見込み額から保育所負担金2,700万円を減額補正するものでございます。

13款国庫支出金及び14款県支出金につきましては、歳出における事業費の確定などにより、追加及び減額補正するものがその主な内容であり、国庫支出金につきましては299万9,000円を、県支出金につきましては、17ページに記載のとおり1,308万5,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、20ページをお開きください。

16款寄附金につきましては、ふるさと納税を初め一般寄附金として総額7,653万4,000円、件数にして2,770件の貴重な寄附を頂戴したものでございます。

21ページをお開きください。

17款の繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金3億425万3,000円を減額補正するほか、わたり温泉鳥の海特別会計に対する繰出金の財源として、かんぽ施設整備基金繰入金205万2,000円を繰り入れ、その他歳出における各種復興関連事業の事業費の確定などに伴い、震災復興基金繰入金として8,220万円を、東日本大震災復興交付金基金繰入金として10億2,986万4,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

また、2項他会計繰入金におきましては、24ページに記載の工業用地等造成事業特別会計繰入金として8,635万円を追加補正いたしますが、これは亘理中央地区工業団地内の道路整備工事が不要となったため、事業費の減額分を特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。

19款諸収入につきましては、災害復旧援護資金貸付金償還金5,309万1,000円及び株式会社エムテックの破産等に伴う工事前払い金の補償金2,615万円を追加補正するのが、その主な内容でございます。

20款町債につきましては、荒浜漁港における栈橋整備事業費の減額に伴い、漁港修築事業債210万円を減額補正するものでございます。

以上が歳入の主な内容であります

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

第2表に記載のとおり、年度内に完了することが難しい復興事業を初めとする20事業について、総額12億7,915万5,000円を平成31年度に繰り越すため限度額を設定するものでございます。

最後に、第3表地方債補正をご説明いたします。

先ほど歳入欄20款町債でもご説明したとおり、荒浜漁港における栈橋整備事業費の減額に伴い、漁港修築事業債210万円を減額補正することにあわせ、借入限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） まず36ページの上段、健康増進事業費委託料の各種がん検診委託料等339万8,000円が減額されております。「等」がついておりますので、検診の内訳でございますね。そして、339万8,000円が減額されておりますので、当初想定した検診率だったのか。そして、その下の農業振興事務経費の中に、補助金に被災農業者向け経営体育成支援事業補助金270万円が今回計上されておりますが、説明では台風24号のパイプ被害というふうなことでございましたが、農家戸数と、そのハウスの面積がまず1点、そして、今回計上されて、どうしてこの時期なのかというようなことが2点目、お願いします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） がん検診の内訳でございますが、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん、乳がん、子宮がん、子宮頸がん、あと検診で言いますと肝炎の検診、そういったものが内訳になっております。受診率のほうですが、今、取りまとめの最中でございますが、傾向として昨年度に比べて1%から2%下回っている状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 農業振興費の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、こちらの事業内容でございますが、実際、こちらの台風によって被害があった方は60戸ほどございました。そして、実は台風は10月にあったわけなんです、11月末に国の修繕の補助事業自体が発動されたということが11月末でございまして、そこから実際に費用に関する、修繕に関する費用を調査しております。そして、その事業の要件といたしましては、農業共済組合、そちらのほうに加入している農

家が対象というのが大前提でございます。ですので、農業共済組合から保険加入状況、そして保険の補填額を全て調べまして、その額を差し引いた額で国と町で50%以内の修繕費の補助をするというのが事業趣旨でございます。ですので、11月末から発動されて、その後に実際の被害額といたしますか、事業費の調査をいたしまして、どうしても12月議会には間に合いませんので、本定例会に提案させてもらったということでございます。

そして、実際、今回の補助金の対象農家なんですが、60世帯被害があったんですが、該当農家数に関しましては9経営体、9農家、9戸の農家でございます。ハウスに関しましては16棟ございまして、それとあわせて農機具を入れます格納庫、こちらの整備も今回対象となっておりますので、そちらが1棟ということで、全体の修繕費では566万円ほどの修繕費となっておりますので、そのうち共済の補填額を引いた額から国が10分の3、町が10分の2以内で補助をするという内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 最後ですが、44ページの下段に防災備蓄倉庫整備事業、倉庫設計委託料1,000万円減額されております。この予算は、平成30年6月定例会で30年度予算案第1号で、防災費から復興事業への組みかえがあり、2,000万円ほど計上していたわけなんですが、どうして今回半分、50%の1,000万円を減額したのか、この理由をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） ただいまの防災備蓄倉庫の事業費の関係でございますが、最終的には入札の結果によって、確定額が出た関係で、今回1,000万円を落としたという形になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 19ページ、寄附金のことについてお伺いいたします。

補正額7,653万4,000円、こちらの寄附金、かなり増額しておりますが、ほとんどがふるさと納税の金額と思いますが、こちらどうしてこれぐらいの金額になったのか。また、ふるさと納税であれば、そちらの件数をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） ふるさと納税なんですが、実は毎年これまでの処理として、

予算計上を、ほぼ確定するこの時期に一括して計上しているというのが、これまでの例でございまして、12月補正でも委託費等、配送料とか、まず必要な支出については先に計上させてもらって、今回新たにまた追加で補正させてもらったんですが、12月補正では7,000万円程度としたものが、追加で600万円ほど上ぶれしたということで7,600万円ということで、今回計上させていただいたところでございます。

あと、このやり方、ちょっと今回改めまして、平成31年度当初からは、年度当初から見ていこうということで、平成31年当初からにつきましては7,000万円ということで、年度当初から計上させていただいているところでございます。

また、ふるさと納税の件数でございますが、ちょっと済みません、時間、一度集計させてもらえますか。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） ここ数年、ふるさと納税始まって以来伸びてきているのはなぜかという、多分、商品件数もかなりふえてきているからなのかなとも感じます。永遠にふるさと納税が続くということは考えにくいとは思いますが、もう今の財政状況から見て、伸び率を見ても、ふるさと納税のほうは今後も強化していくべきだとは思いますが、今後、来年度等、どのような考え方で、ふるさと納税を考えていくのか、お答えお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） ふるさと納税は、やはり今、事務事業の見直しということで歳出抑制をしておりますけれども、やはり今後町税なり地方交付税は、今後これ以上伸びは正直期待できない中で、唯一財源として新たに確保できる、それも交付税措置には影響しないので、純粋な財源になりますので、あとはプラスアルファとして商工観光という点からも、非常に有力な手法、税源確保ということだけではなくて、商工観光ということにも有力なので、今まで以上に力を入れていきたいというふうには考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） このふるさと納税、これからもいろいろな考え方があるとは思いますが、ふるさと納税以外にも、「みんなの互理」だったり、「ぶらっとわたり」だったりとかというのが整備された結果、ふるさと納税のほうでいろいろ

ろな影響が出てきているんだと思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略でしたり、そういったいろいろな事業を本町ではやっておりますが、またお願いの話になるんですけれども、そういった事業の、この前マンホールの話もありましたけれども、接着剂的な事業も含めて、今後も検討のほうお願いしたいと思いません。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） ありがとうございます。地方創生交付金の委員には、森議員にもなっていて、あと、もちろん「みんなの亙理」の開発した商品を、そのままふるさと納税と連携させていただいて、新たな商品として計上させていただいたりということで、そこの連携は、今後も強くやっていきたいと思えます。

あと、先ほどの件数でございます。大変失礼しました。今のところ伸び続けて、正直細かく言えない、約3,000件余りになるというところで推測しているところでございます。大変失礼しました。以上でございます。ですから、大体7,000万円のうちの半分、3割ぐらいはふるさと納税という商品で必要になるということで考えていただければと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 34ページの児童措置費、予算追加分について質問いたします。

ここの扶助費、1,400万円ほどふえております。内容は、私立幼稚園・地域型保育事業入所児童措置費ということで、施設入所者、さらには利用者の増加ということのご説明でございました。なぜ、まず増加になったのかの理由をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） これにつきましては、町外の施設の広域利用ということで、例えば山元町にあります宮城病院、つくし保育園というのが昨年4月から入所が可能になったということで、亙理町の方もそこを利用いただいているということが、後からわかったものですから、それを追加したということでございます。あともう一カ所が、名取市のあいのもりクリニックというところがございまして、そこが事業所内保育をしているということで、2名ですけれども、それも後からわかったものですから、その分、追加したものでございます。以上で

す。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今、説明があったように、宮城病院の福祉関係、さらにはあいのもり事業所内保育、この2カ所がふえただけで1,400万円というふうな金額になってくるわけですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 内訳につきましては、広域の利用による定員拡大ということで、それが2カ所あわせて1,143万円、残る257万円につきましては、今、既存の施設の利用状況であるとか、あとは保育所の公定価格がございます。その単価改正がございましたので、その分、増額となったものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 15ページです。11款2項1目民生費負担金で、16ページの説明欄の保育所負担金2,700万円の減額補正ですけれども、減額した理由を説明願います。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） これにつきましては、現年度におきます保育所入所児童の保育料の実際の算定と、震災等による保育料の減免を行いましたので、これによる減額となります。以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 金額が少し大きいので、突発的な理由を除いて当初予算と余りかけ離れないよう、当初予算では、よく精査をお願いしたいと思います。

次なんですけれども、45ページ、10款教育費です。2項1目小学校管理費の46ページの説明欄の吉田小学校プール塗装改修工事330万円の追加補正ですけれども、今後、工事を発注して工期をどのぐらいと考えていますか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 工期は、この議決によりましてすぐに発注というか、入札になると思いますけれども、プールの時期に間に合うようにやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君）　ということは、繰り越しになるということでございますか。

議長（佐藤　實君）　教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君）　5ページ、繰越明許費の中の下から1、2、3、4番目に書いてあります。330万円で。繰り越し事業でございますので、よろしく願いします。

議長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君）　42ページ、公園管理費。公園樹木維持管理等業務委託料の624万8,000円の減、あともう一つは、次のページの亙理公園バラ園管理業務委託料76万1,000円の減、これに関連して、当初予算は見合ったような業務量で当初予算を組んだのだらうと思います。しかし、手を抜いたのか、やらなかったのか、公園管理ね、やらなかったのか。バラ園なんていうのは初めは、できたころは、多分年間200万円ぐらいの予算でバラ園を管理させてた。亙理公園だって、約1,000万円から、鳥の海と合わせれば2,000万円ぐらいの管理料。芝管理まで含めて。それで、624万円減額するということは、樹木管理で、やらないのか枯れたのか、手を抜いたのか、その辺、そういうような要因しか考えられないんだけど、何でこんなに減額するようになった。

議長（佐藤　實君）　施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君）　公園の樹木管理624万8,000円の減額ということなんですけれども、発注のときに積算のほうを公共の単価で積算させていただいておるんですけども、入札の結果、この費用が請け差で落ちているということの減額でありまして、面積等が減ったわけではございません。以上です。

議長（佐藤　實君）　ほかに質疑ありませんか。15番木村　満議員。

15番（木村　満君）　済みません、1点だけです。20ページの宮城県条例制定請求署名簿審査事務交付金、こちら女川原発の件だと思うんですけども、本町においては何件の審査業務が発生したのか、そして、その結果がどうだったのか。もし無効な部分があったんだとすれば、その主な理由をお願いいたします。

議長（佐藤　實君）　総務課長。

総務課長（佐々木人見君）　宮城県条例制定請求署名の関係でございますが、まず議員おっしゃるとおり、女川原発2号機の稼働の是非に係る県民投票条例の制定に対する請求でございます。

これにつきましては、参考に申し上げますと、選挙人名簿の50分の1の請求によって、この請求ができるということになります。基準日となるのがことしの1月19日現在で県全体で194万2,031人の選挙人名簿登録者がありました。50分の1の数は3万8,841人でございます。それで、請求された、県全体では11万8,796人で、有効の署名総数が11万1,743人でございます。

それで、本町における数でございますが、署名をした方の数が870人でございます。うち有効署名の総数が844ということになります。この差のあった関係については、やはり本町の選挙人名簿に登録がなかったとか、二重に書いていらっしまったというような方がいらっしまったということで、最終的に844人ということで県のほうに報告している状況でございます。以上でございます。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、1点だけお伺いします。24ページです。

災害援護資金貸付金収入の件なんですけれども、ここに記載がございます金額、5,309万1,000円、この金額というのは、今回貸付金を返す対象者が全体の何%になっているのか。そして収入率はどのくらいになっているのかということ、まず。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この返還金につきましては、今年度の年間収入見込み額というようにことになりまして、全体で世帯数にしますと130世帯の方が繰り上げまたは約定償還というようなことで償還してもらった分を歳入として見ているものでございまして、率にしますと、世帯数からしますと、全体で290世帯に貸し付けを行っておるものですから、130世帯……、44.8%というふうになろうかと思えます。

額ですが、今回年間で8,600万円ほど返していただいているというようところで、貸し付けの総額が7億1,430万円ですので、今年度の率にしますと8,600万割ることの……、今年度は12%というようところでなっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） 過日、いろいろなところの新聞等で読みますと、やはり災害貸付金については、なかなか貸し付けした分が戻ってこないというような話をよく聞か

れるわけなんですけれども、ここで町の中で死亡したり、あるいは重度障害者になって払えなくなったり、あるいは返済能力がないよというようなことで申し出のあったような人というのは、亙理の場合はいらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 確かに、まだ生活再建が整わないというような方もいらっしゃいまして、町のほうに相談していただいて、少し猶予してほしいんだというようなご相談はございます。それにつきましては、相談に応じまして、その方の世帯の状況等も把握しながら対応しているというような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 2つ質問いたします。1つ目は40ページなんですけれども、水産業費なんです。水産業費の補助金なんですけれども、ここに4件ほど補助金減額という形になっています。ここの団体には、大分前から毎年同じような金額のものが補助されておったわけなんですけれども、今回、ここで減額をされたということは、その団体の方々との説明とかをきちとなされた上でのことだったのかどうかということが、まず1点です。

それからもう1点なんですけれども、42ページの公園管理経費のところなんです。合計で1,374万4,000円減額となっていました。これは、入札で減額になったということもあったわけですけれども、そのほかの、例えば災害区域とか、それから中央工業団地、防災公園、こういうものも入札で減額になったのかどうか。それとあわせて、平成30年度、結構草が伸びていたような気がするんですけれども、この公園経費は、これを見ますと4,100万ぐらいで済んでいるんですけれども、この草刈りだけで、ほかに伸びているよとかという苦情とか何かということはないのかどうか、以上2件伺います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 水産関係の補助金でございますが、こちらに提示のとおり、各漁業に応じた、底引きですとか刺し網ですとか、その漁種によって組合のほうに定額で毎年とっている補助金でございますが、漁協さんから申し出があって、今のところ各組織、漁種ごとの組合のほうからは、平成30年度は取り組まないの、今年度は補助金は利用しませんのでという連絡はいただいております。もち

ろん、年度当初から希望をとりまして予算は計上しておりますが、結果、年度内中に取り組みを行わなかったという結果でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 入札によりまして減額になっておりますのが、公園樹木維持管理、続きまして公園バラ園管理業務につきまして、こちらは入札をさせていただきまして、入札による減額となっております。あと、危険区域の草刈り等につきましては、災害危険区域内の土地利用が進んできておりますことから、草刈りの面積が減ってきているということ等の理由で減額となっております。草刈り、伸びていたというご意見でありましたが、特に苦情という件で承ったことはないんですが、ことしそのようなことがあるようであれば、気をつけて草刈りのほうをやっていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） ただいまの水産業費のことなんですけれども、団体のほうから、ことしは不要ということで減額したということなんですけれども、現にこの団体って、もうずっと、毎年のようにこの金額を、たしか補助されていたような気がするんですけれども、この団体の活動というのは、もうなくなったわけではなくて、今も現在あって、それでいて補助金は特に要りませんよということなんですようか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ご質問のとおり、まだこの組合はもちろん存在しておりますし、活動もしております。ただ、各組合、組合、これは定額の運営費補助金ではございませんで、仮に刺し網であれば刺し網の今年度の研究課題といいますか、あるものです、仮に刺し網でしたら、こういうふうな刺し網の研究をしましょうというような1年間の計画の中の事業費に対する補助ですので、経営組織体への所得としての補助ではございませんで、そういう目的に沿った補助金でございますので、それとあわせて各漁種ごとの組合は存続しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 46ページ、先ほど百井議員が話していましたが、今度は私は角度を変えて工事のほうで質問させていただきます。

9節吉田小学校プール塗装改修工事ということで、先ほどの説明の中で剥離が見つかったと、こういうことでした。これはいつごろから剥離しているのか、わかれば教えていただきたいということと、これは全校を全部確認して、吉田小学校だけが剥離していたのかどうか、これを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 全学校調べております。そして、学校のほうからも要望がありまして、剥離は随分前からなっていた状態です。なので、今回確認しましたら、もう改修をしないとたないだろうということで、今回、計上したわけでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、随分前からということですがけれども、私は以前もプールの件でお話ししたと思いますけれども、塗膜がはがれた場合、これは小さく細かく水の中に入っています。これはよその県ですけれども、以前、目に塗膜が刺さったという子供がいました。こういうことを鑑みまして、やはりそういう、随分前からではなくて、やはりそういう塗膜が剥がれているというのであれば、ある程度早急に整備すべきではないかと、私はこう思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 確かにそうですけれども、学校のほうからも言われまして、それでこちらでも一応点検はしておりますけれども、今後、十分注意していろいろ点検していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに。鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひ、財政状況も大変厳しいということはわかりますけれども、やはり子供を守るということも、これも大事だと私は思います。全面改修になるのか、それともその部分改修だけ、吉田小学校の、どういうふうな改修になるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） プール全体を塗装し直すというようなことで考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時30分とします。休憩。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第19号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第19号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第19号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ6,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,100万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに、歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、2款1項2目退職被保険者等療養給付費におきまして、最終的な支出額を見込み6,000万円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

1点目は、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、課税状況と収納見込みから医療給付費分現年課税分510万5,000円、後期高齢者支援金分現年課税分105万5,000円、合わせて616万円を減額補正するものでございます。

2点目でございますが、4款1項1目保険給付費等交付金におきましては、歳出の退職被保険者等療養給付費において6,000万円を減額しておりますので、その財源であります普通交付金においても6,000万円を減額補正するものでございます。

最後の3点目になりますが、6款2項1目繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算案の調整財源といたしまして、国民健康保険特別会計の財政調整基金から616万円を繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成30年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成30年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号 平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計補
正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第20号 平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計補
正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） それでは、議案第20号 平成30年度互理町奨学資金貸
付特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

まず1ページをお開き願います。

平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ647万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願いま
す。

1款1項1目利子及び配当金でございますが、これは基金の積み立てによる利子
になります。これを2万1,000円追加するものでございます。

5款2項1目奨学金貸付金収入として35万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開き願
います。

1款2項1目奨学貸付金につきましては、奨学金収入の確定により206万4,000円
を減額するほか、歳入歳出差し引きによる歳入超過が243万8,000円ありますので、
これを基金に積み立てをするというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議
員。

6番（高野 進君） 9ページ、一番下、奨学金貸付金収入（滞納繰越分）があるわけで

すが、これはこの時点で滞納繰越が幾らあるか、そしてまた理由、主な理由を述べてください。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 滞納の繰越額ですけれども、501万5,428円になっています。理由は、正規雇用だった方が、例えば会社が倒産したとか、あるいは会社がなくなって、新たな会社を探しているとか、あるいは病気で入院するようになったとかという、いろいろ状況がございます。そして、いろいろ催促はしておりますけれども、なかなか応じていただけないという方がいらっしゃいますので、こちらとしては、あと生活が苦しいというのが一番あるのかなというふうには考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 貸すときに、連帯保証人をつけますよね。そちらのほうは、どこまで追跡といたしますか、しておりますか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 当然ながら、連帯保証人はついておりますので、当然、こちら側としては、その連帯保証人にも督促あるいは電話で支払うようにというふうなことをしております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成30年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成30年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第21号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計
補正予算（3号）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第21号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第21号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ495万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,187万4,000円とする。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

2款2項1目流域下水道事業費495万6,000円の減額補正でございますけれども、阿武隈川下流流域下水道建設負担金額の確定というところによるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして9ページ、10ページをお開きください。

7款1項1目流域下水道建設負担金の確定に伴い、流域下水道債500万円を減額補正するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出の事業費確定額と被災額の調

整額分といたしまして4万4,000円を追加補正するものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、こちらは、年度内に完成が難しい事業が2事業ございますということで、下水道事業費、公共下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業ほか1事業ということで、合計で2億6,942万円の限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正、こちらを変更ということで、流域下水道事業債を500万円減額し、限度額を1,000万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成30年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成30年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号 平成30年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第22号 平成30年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げますので、平成30

年度互理町介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備いただきたいと思いません。

1ページをお開きください。

議案第22号 平成30年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,224万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、高齢者の市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために、今年度から創設された保険者機能強化推進交付金の額が決定したことによるものでございます。

それでは、初めに歳入からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

3款2項6目保険者機能強化推進交付金465万6,000円の増でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました保険者機能強化推進交付金の額が決定したことによるものでございます。

続きまして歳出を説明させていただきます。10ページ、11ページになります。

5款1項1目基金積立金につきましては、保険者機能強化推進交付金を活用しまして、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等の取り組みを行うため、介護給付費準備基金に積み立てするものでございます。歳入と同額を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成30年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の

件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成30年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第23号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第23号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第23号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。それでは、別冊の予算書をご用意願います。

初めに、1ページをお開きください。

平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,346万3,000円とするものとさせていただきます。

それでは初めに、歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費でございます。初めに27節公課費につきましては、平成29年度売り上げに対する30年度分の消費税及び地方消費税の中間申告納税額といたしまして153万5,000円を追加補正するほか、管理費19節負担金補助及び交付金におきまして、温泉ろ過器の故障に伴う修繕は、本来であれば町が実施するところではございましたが、施設の運営上、早急に対処しなければならなかったため、指定管理者であるホテル佐勘に実施していただき、その工事費負担金として205万2,000円を追加補正するものとさせていただきます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

こちらにつきましては、ただいま歳出でご説明申し上げました温泉ろ過器修繕の財源として一般会計繰入金205万2,000円を追加補正するほか、館内のW i - F i システム保守につきましては、当初町が契約し佐勘側から負担金を受けるという形をとっておりましたが、佐勘側が直接メーカーと保守契約を結んだため、49万5,000円を減額補正するものでございます。

また、歳入歳出差し引きの不足分といたしまして、わたり温泉鳥の海運営基金からの繰入金を203万円追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 11ページ、わたり温泉鳥の海管理費の中で、ただいま説明がありました、わたり温泉ろ過器の修繕の中身について質問いたします。

まず、このろ過器の設置箇所は、どこに設置されてあるのか。例えば地上か水中か、その辺ちょっと教えていただきたいなど。それからもう1点は、そのろ過器の、205万ぐらいかかっているんですが、その修繕内容、どのような修繕を、故障して修繕したのか、その辺まず説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まずろ過器の場所でございますけれども、5階と4階の間の、機械室が5階にあるんですけれども、そこから入りまして中二階というところかと思いますが、4階と5階の間に、そこにまた場所がございますので、その機械に入っております。

あと、修繕の箇所なんでございますけれども、ろ過器が6個、ろ過器としてございます。そのうち1つが故障し、そして水漏れが起きまして、ホテル佐勘のほうで仮復旧したんですけれども、それが長期間継続で使うことが難しいということで、そちらを早急にすぐ、こちら注文で製造するものということなものですから、すぐ製造のほうにお願いして発注して、それを早急に工事していただくというような工事内容でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、6個あるうちの1個が故障したと。それで、まず200万円もかけるんだったら、6個のうち、私具体的に、イメージ的にあれなんですけど、新品と取りかえたほうがよかったのではないのかなという感じも持つわけね、値段、価格の問題。それで、1個当たりの価格、どのくらいになるのか、わかる範囲で結構ですから。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長

商工観光課長（齋 義弘君） 新しく、この6個のうちの1個の故障の分を新たに交換という形になりますので、それを発注して、その分をつくっていただいているというふうなものになります。結構高価なものでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 要は、6個のうち1個を取りかえたという理解でいいんだね。私、修繕というから、中身いろいろ精査をしたりして、点検清掃とか何とかやって、その費用が200万円もかかったのかなと、そうなったら、新しいものに取りかえたほうがいいのではないかという感じを持っていたものですから、そういう答弁であれば結構です。了解しました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 11ページなんですけれども、わたり温泉の消費税のことなんですけれども、平成29年度の売りに対する消費税が不足したので、153万5,000円を追加ということなんです。当初予算は143万6,000円、合計すると約300万円ぐらいになるわけなんですけれども、これって今ごろにならなければわからなかったものなのかどうか。それとあわせて、この消費税って、やはり町で払わなくてはいけないものなのかどうか、2つお尋ねします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 済みません、この消費税なんですけれども、あくまでも中間申告ということで、中間申告というのは、年に3回ほど中間申告というのがございます。6月と、あと1月と3月という形であるんですけれども、それは昨年と同じように出しております。その分を9月に申告をきちっとしまして、その分で昨年は還付という形で戻ってきているんですけれども、こちらも同様に中間申告という形でございます。

亘理町がそのままやらなければいけないのかということなんですけれども、平成

29年度の営業というのは、これは町のほうで営業しておりましたので、その分についての売り上げは町に入っていますので、その分の申告は町で行います。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） そうしますと、平成30年度からのものについては、平成30年度分については、もう佐勘のほうでお支払いするという事によろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 佐勘のほうで入った収入については、もちろん佐勘の収入になりますので、それは向こうで申告するようになると思うんですけども、消費税の納税義務者に町がそのまま残るかどうか、それは今後の決め方なんですけれども、財政のほうともいろいろ話をしたいとは思っているんですが、町のほうでも申告できるんですね。消費税の申告というのはできるんですけども、ただ、平成30年度から、去年からはもう一切収入というのはゼロですけども、町のほうで支払っているお金、いろいろございますので、その分で申告をしたほうがいいのかどうかというのが、またありますので、今後ちょっともう一度話を詰めたいと考えております。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第24号 平成30年度亙理町工業用地等造成事業特別
会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第24号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第24号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。別冊の予算書をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳出予算の補正）

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

今回の補正につきましては、歳出予算のみの補正を行うものでございますが、補正後の総額は変わらず2億9,099万5,000円となるものでございます。

それでは、ご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

1款1項1目工業用地等造成事業費といたしまして、旅費22万4,000円の減額補正、次に亶理中央地区工業団地内の再計画及び実施設計業務と、工業団地内道路整備工事を実施しないこととしたため、委託料609万4,000円並びに工事請負費を8,003万2,000円減額補正するものであり、これら事業費の減額分を一般会計繰出金として8,635万円追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 6ページでございます。一般会計で工業用地造成事業の中で特別会計繰り入れ8,635万円の質疑の中で、亶理中央団地区内の道路整備不良による説明ということで受けたわけですけれども、この不良というのは、もう少し詳細にお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この道路工事等につきましては、今現在、コスメティックアイダが建っている工場の北側の、今、もう既に整備されている7.6ヘクタールの土地の分を道路を新設して、あの中にです、その中に道路をつくって、売却する際の、例えば全部7.6ヘクタール一気に買っていただければ別に道路はつくる必要はないんですけれども、分割してほしいという要望があった際に、今現在も、県のほうに申請されている津波補助金の関係で、1ヘクタールずつ欲しいという事業者が1社ずつ、今現在申し込みをされております。

ただ、その事業者がその土地を実際に買うかどうかというのは、今後の話し合いなんですけれども、その際に、やはり中に道路をつくっておかないと、次に購入する土地の分、そちらの分のための道路をつくろうかというふうに考えておったんですけれども、まず当初、その土地が売れる前に、道路を整備する必要はないのではないかということで、当初考えていた道路を、今回は実施しないという形でおろさせていただいたという経緯でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 前にも一般質問で取り上げたわけですけれども、とにかく早期整備をして、亘理中央工業団地のPRというんですか、ダイレクトメールで各企業に送って、もうこういうふうに整備して待っているんですよというふうなことも一つかというふうなことなんですけれども、その辺、希望がないので必要性が出たらということなんです、その辺の整合性、お願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 道路を、最初に町のほうで例えば考えて4分割するとか、3分割するとかというふうに、例えば考えて道路を整備した後に、企業のほうで、実は3ヘクタール欲しいとか、今、結構小分けで要望されるケースというのが多くなってきましたので、1ヘクタールとか2ヘクタールとかという形です、事前に道路を整備しておくよりも、その要望があった時点で形をきちっと考えながら整備したほうが、今後の誘致にもつながるのではないかと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成30年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成30年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第25号 平成30年度亙理町水道事業会計補正予算
（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第21、議案第25号 平成30年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の平成30年度亙理町水道事業会計補正予算書（第3号）をご準備ください。

では、1ページをお開きください。

議案第25号 平成30年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、平成30年度亙理町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額8億2,594万3,000円から1,043万1,000円を減額し、8億1,551万2,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出。1款1項4目総係費1,043万1,000円の減額補正につきましては、人事異動に伴う職員人件費の減というところによるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成30年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成30年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤 實君） 日程第22、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案書41ページをごらんいただきたいと思います。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第1号の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、佐藤徹郎委員の任期が平成31年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げるものでございます。

住所は、亘理町逢隈十文字字佐渡188番地、氏名は佐藤徹郎、生年月日は昭和23年3月8日でございます。経歴につきましては、次のページに記載とおりでございますが、昭和41年3月に仙台育英学園高等学校商業科を卒業され、昭和41年4月に民間企業へ就職された後、昭和44年3月には旧逢隈農業協同組合へと転職され、その

後合併を経て平成20年3月にみやぎ亘理農業協同組合を定年退職されております。

退職後におきましては、亘理町民生委員、推薦会委員を初め十文字町区行政区长、さらには亘理名取共立衛生処理組合情報公開審査会委員、宮城県交通安全協会理事などの要職につかれて、幅広い分野で活躍されている方でございます。

公職としましては、平成22年7月に人権擁護委員に選任されて以来、現在に至るまで3期にわたり熱心に人権擁護活動に取り組みされており、これまでの実績などを熟慮した結果、人権擁護委員として最適任であると考え、引き続き推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位のご同意のほうよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第23 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第23、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 引き続きまして、報告第4号、工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

45ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年1月22日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

46ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成30年度（復交）町道橋本堀添線舗装（その2）工事において、工事請負変更を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、47ページの資料をごらんください。

工事名、平成30年度（復交）町道橋本堀添線舗装（その2）工事。

変更契約年月日、平成31年1月22日。

請負金額は、変更後金額が5,313万6,000円であり、41万400円の減額。

契約の相手方、阿部春建設株式会社でございます。

請負金額が減額になった主な理由は、歩車道境界ブロック取り付け据え付け工について、当初計画では延長505メートルの施工であったものが、割り振りを行った結果468メートルとなり、37メートル分が減工となったものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所などは、48ページ以降の位置図を参照願います。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第4号 専決処分の報告（工事請負変更契約）についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時13分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内

容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 アヤ

署名議員 鈴木 高行